

現行	改正案
<p>七 特定事業主行動計画の策定に関する基本的な事項</p> <p>1 特定事業主行動計画の策定に当たっての基本的な視点</p> <p>(1) 職員の仕事と子育ての両立の推進という視点 子育てをする職員が子育てに伴う喜びを実感しつつ、仕事と子育ての両立を図ることができるようにするという観点から、職員のニーズを踏まえた次世代育成支援対策を実施することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要である。</p> <p>(2) 機関全体で取り組むという視点 特定事業主による次世代育成支援対策は、業務内容や業務体制の見直し等をも必要とするものであることから、それぞれの機関全体での理解の下に取組を進めることが必要である。このため、大臣や地方公共団体の長等の各機関の長を含め、機関全体で次世代育成支援対策を積極的に実施するという基本的な考え方を明確にし、主導的に取り組んでいくことが必要である。</p>	<p>八 特定事業主行動計画の策定に関する基本的な事項</p> <p>1 特定事業主行動計画の策定に当たっての基本的な視点</p> <p>(1) 職員の仕事と生活の調和の推進という視点 憲章においては、仕事と生活の調和した社会の実現に向け、職場の意識や職場風土の改革とあわせ、働き方の改革に取り組むことが必要とされている。また、行動指針においては、社会全体の目標として、週労働時間六十時間以上の雇用者の割合、年次有給休暇取得率及び第一子出産前後の女性の継続就業率等の数値目標が掲げられており、こうした目標を踏まえた取組が求められている。</p> <p>(2) 職員の仕事と子育ての両立の推進という視点 子育てをする職員が子育てに伴う喜びを実感しつつ、仕事と子育ての両立を図ることができるようにするという観点から、職員のニーズを踏まえた次世代育成支援対策を実施することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要である。</p> <p>(3) 機関全体で取り組むという視点 特定事業主による次世代育成支援対策は、業務内容や業務体制の見直し等をも必要とするものであることから、それぞれの機関全体での理解の下に取組を進めることが必要である。このため、大臣や地方公共団体の長等の各機関の長を含め、機関全体で次世代育成支援対策を積極的に実施するという基本的な考え方を明確にし、主導的に取り組んでいくことが必要である。</p>

(3) 機関の実情を踏まえた取組の推進という視点

各機関においては、その機関の任務、所在する地域等により、勤務環境や子育てを取り巻く環境は異なることを踏まえつつ、その機関の実情に応じて効果的な次世代育成支援対策に取り組むことが必要である。

(4) 取組の効果という視点

次世代育成支援対策を推進することは、将来的な労働力の再生産に寄与することを踏まえつつ、また、当該機関のイメージアップや優秀な人材の確保、定着等の具体的なメリットが期待できることを理解し、主体的に取り組むことが必要である。

(5) 社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、家庭を基本としつつも、社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくことが必要であり、特に、職員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするための環境の整備が強く求められている中で、特定事業主においては、率先して、積極的な取組を推進することが必要である。

(6) 地域における子育ての支援の観点

各機関に勤務する職員は、同時に地域社会の構成員であり、その地域における子育て支援の取組に積極的に参加することが期待されていることや、地域において、子育てしやすい環境づくりを進める中で各機関にも期待されている役割を踏まえた取組を推進することが必要である。

(4) 機関の実情を踏まえた取組の推進という視点

各機関においては、その機関の任務、所在する地域等により、勤務環境や子育てを取り巻く環境は異なることを踏まえつつ、その機関の実情に応じて効果的な次世代育成支援対策に取り組むことが必要である。

(5) 取組の効果という視点

次世代育成支援対策を推進することは、将来的な労働力の再生産に寄与することを踏まえつつ、また、当該機関のイメージアップや優秀な人材の確保、定着等の具体的なメリットが期待できることを理解し、主体的に取り組むことが必要である。

(6) 社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、家庭を基本としつつも、社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくことが必要であり、特に、職員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするための環境の整備が強く求められている中で、特定事業主においては、率先して、積極的な取組を推進することが必要である。

(7) 地域における子育ての支援の観点

各機関に勤務する職員は、同時に地域社会の構成員であり、その地域における子育て支援の取組に積極的に参加することが期待されていることや、地域において、子育てしやすい環境づくりを進める中で各機関にも期待されている役割を踏まえた取組を推進することが必要である。

特定事業主行動計画は、経済社会環境の変化や職員のニーズ等を踏まえて策定される必要があり、計画期間内において、一定の目標が達成されることが望ましい。したがって、計画期間については、各特定事業主の実情に応じて設定することができるものの、平成十七年度から平成二十六年の十年間のうち、おおむね五年間を一期とし、おおむね三年ごとに見直すことが望ましい。

3 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

特定事業主行動計画においては、各特定事業主の実情を踏まえつつ、より一層職員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な勤務環境の整備その他の次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標を定めることが必要である。

目標については、育児休業の男女別取得率等の制度の利用状況に関するもの、仕事と子育ての両立が図られるようにするための取組に関するもの等の幅広い分野から各機関の実情に応じた目標を設定すべきものであるが、可能な限り定量的な目標とする等、その達成状況を客観的に判断できるものとするのが望ましい。

4 特定事業主行動計画の策定やこれに基づく措置の実施に係る手続

(1) 推進体制の整備

特定事業主行動計画の策定やこれに基づく措置の実施を実効あるものとするため、まず、管理職や人事担当者に対し、その趣旨を徹底することが必要であるとともに、子育てを行う職員を含めたすべての職員の理解を得ながら取り組んでいくことが重要である。このため、各機関

特定事業主行動計画は、経済社会環境の変化や職員のニーズ等を踏まえて策定される必要があり、計画期間内において、一定の目標が達成されることが望ましい。したがって、計画期間については、各特定事業主の実情に応じて設定することができるものの、平成十七年度から平成二十六年の十年間のうち、おおむね五年間を一期とし、おおむね三年ごとに見直すことが望ましい。

3 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

特定事業主行動計画においては、各特定事業主の実情を踏まえつつ、より一層職員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な勤務環境の整備その他の次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標を定めることが必要である。

目標については、育児休業の男女別取得率等の制度の利用状況に関するもの、仕事と子育ての両立が図られるようにするための取組に関するもの等の幅広い分野から各機関の実情に応じた目標を設定すべきものであるが、可能な限り定量的な目標とする等、その達成状況を客観的に判断できるものとするのが望ましい。

4 特定事業主行動計画の策定やこれに基づく措置の実施に係る手続

(1) 推進体制の整備

特定事業主行動計画の策定やこれに基づく措置の実施を実効あるものとするため、まず、管理職や人事担当者に対し、その趣旨を徹底することが必要であるとともに、子育てを行う職員を含めたすべての職員の理解を得ながら取り組んでいくことが重要である。このため、各機関

における次世代育成支援対策の推進体制の整備を図ることが必要であり、その方策として次のような措置を講ずることが必要である。

ア 次世代育成支援対策を効果的に推進するため、各部署における人事担当者等を構成員とした特定事業主行動計画の策定やこれに基づく措置の実施のための委員会の設置等

イ 次世代育成支援対策に関する管理職や職員に対する研修・講習、情報提供等の実施

ウ 仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供を行う窓口の設置及び当該相談・情報提供等を適切に実施するための担当者の配置

(2) 職員の意見の反映のための措置

仕事と子育ての両立を図るための勤務環境の整備に対する職員のニーズは様々であり、必要な勤務環境の整備を効果的に実施するためには、こうした職員のニーズも踏まえることが重要である。このため、職員に対するアンケート調査や意見聴取等の方法により、次世代育成支援対策に関する職員の意見の反映について、機関の実情に応じて工夫することが必要である。

(3) 計画の公表

法第十九条第三項では、特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないとされていることから、広報誌やホームページへの掲載等により適時かつ適切に公表することが必要である。

(4) 計画の周知

における次世代育成支援対策の推進体制の整備を図ることが必要であり、その方策として次のような措置を講ずることが必要である。

ア 次世代育成支援対策を効果的に推進するため、各部署における人事担当者等を構成員とした特定事業主行動計画の策定やこれに基づく措置の実施のための委員会の設置等

イ 次世代育成支援対策に関する管理職や職員に対する研修・講習、情報提供等の実施

ウ 仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供を行う窓口の設置及び当該相談・情報提供等を適切に実施するための担当者の配置

(2) 職員の意見の反映のための措置

仕事と子育ての両立を図るための勤務環境の整備に対する職員のニーズは様々であり、必要な勤務環境の整備を効果的に実施するためには、こうした職員のニーズも踏まえることが重要である。このため、職員に対するアンケート調査や意見聴取等の方法により、次世代育成支援対策に関する職員の意見の反映について、機関の実情に応じて工夫することが必要である。

(3) 計画の公表

法第十九条第三項では、特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないとされていることから、広報誌やホームページへの掲載等により適時かつ適切に公表することが必要である。

(4) 計画の周知

策定した特定事業主行動計画に定めた目標の達成に向けて、機関全体で取り組むため、計画を機関内に周知し、機関全体で取組を推進することが重要である。

このため、策定した特定事業主行動計画については、啓発資料の作成・配布、研修・講習の実施等により、職員に対して周知を行うことが期待される。特に、次世代育成支援対策を機関全体で推進するという意識を浸透させるため、大臣や地方公共団体の長等の各機関の長等の主導の下、管理職や人事担当者に対する周知を徹底することが期待される。

(5) 計画の実施状況の点検

特定事業主行動計画の推進に当たっては、計画の実施状況を一括して把握・点検できる体制を整えた上で、各年度において、把握等をした結果を踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させることが必要である。

八 特定事業主行動計画の内容に関する事項

七の特定事業主行動計画の策定に関する基本的な事項を踏まえ、計画期間、次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標並びに実施しようとする次世代育成支援対

策定した特定事業主行動計画に定めた目標の達成に向けて、機関全体で取り組むため、計画を機関内に周知し、機関全体で取組を推進することが重要である。

このため、策定又は変更した特定事業主行動計画については、全ての職員が知りうるように書面の交付や電子メールによる送付など適切な方法で周知するとともに、啓発資料の作成・配布、研修・講習の実施等をあわせて行うことが期待される。特に、次世代育成支援対策を機関全体で推進するという意識を浸透させるため、大臣や地方公共団体の長等の各機関の長等の主導の下、管理職や人事担当者に対する周知を徹底することが期待される。

(5) 計画の実施状況の点検及び公表

特定事業主行動計画の推進に当たっては、計画の実施状況を一括して把握・点検できる体制を整えた上で、各年度において、把握等をした結果を踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させることが必要である。

また、法第十九条第五項では、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく措置の実施状況を公表しなければならないとされており、前年度の取組状況や目標に対する実績等について広報誌やホームページへの掲載等により公表することが必要である。

九 特定事業主行動計画の内容に関する事項

七の特定事業主行動計画の策定に関する基本的な事項を踏まえ、計画期間、次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標並びに実施しようとする次世代育成支援対

策の内容及びその実施時期を記載した特定事業主行動計画を策定する。

計画の策定に当たっては、次世代育成支援対策として重要なものと考えられる次のような事項を踏まえ、各特定事業主の実情に応じて、必要な事項をその内容に盛り込むことが望ましい。

1 勤務環境の整備に関する事項

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

母性保護及び母性健康管理を適切かつ有効に実施するため、妊娠中及び出産後の職員に対して、次の制度等について周知する。

ア 危険有害業務の就業制限

イ 深夜勤務及び時間外勤務の制限

ウ 健康診査及び保健指導のために勤務しないことの承認

エ 業務軽減

オ 通勤緩和

また、あわせて、出産費用の給付等の経済的な支援措置についても、職員に対して周知する。

(2) 子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進

子育ての始まりの時期に親子の時間を大切にし、子どもを持つことに対する喜びを実感するとともに出産後の配偶者を支援するため、子どもが生まれて父親となる職員について、配偶者が出産するときの特別休暇制度について周知するとともに、例えば五日間程度の年次休暇等の取得を促進する。

また、このような休暇を取得することについて、職場

策の内容及びその実施時期を記載した特定事業主行動計画を策定する。

計画の策定に当たっては、次世代育成支援対策として重要なものと考えられる次のような事項を踏まえ、各特定事業主の実情に応じて、必要な事項をその内容に盛り込むことが望ましい。

1 勤務環境の整備に関する事項

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

母性保護及び母性健康管理を適切かつ有効に実施するため、妊娠中及び出産後の職員に対して、次の制度等について周知する。

ア 危険有害業務の就業制限

イ 深夜勤務及び時間外勤務の制限

ウ 健康診査及び保健指導のために勤務しないことの承認

エ 業務軽減等

オ 通勤緩和

また、あわせて、出産費用の給付等の経済的な支援措置についても、職員に対して周知する。

(2) 子どもの出生時における父親の休暇等の取得の促進

子育ての始まりの時期に親子の時間を大切にし、子どもを持つことに対する喜びを実感するとともに出産後の配偶者を支援するため、すべての男性職員が取得できる子どもが生まれた時の配偶者出産休暇並びに妻の産後等の期間中の育児参加休暇及び育児休業等について周知し、これら休暇等の取得を促進する。

また、このような休暇等を取得することについて、職

における理解が得られるための環境づくりを行う。

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

育児休業や部分休業の取得を希望する職員について、その円滑な取得の促進等を図るため、次に掲げる措置を実施する。

ア 育児休業及び部分休業制度等の周知

男性も育児休業を取得できることや、育児休業等の制度の趣旨及び内容や休業期間中の育児休業手当金の支給等の経済的な支援措置について、職員に対して周知する。

イ 育児休業等経験者に関する情報提供

育児休業及び部分休業を実際に取得した職員の体験談をまとめた冊子の配布等を行うことにより、育児休業等を取得することのメリットを周知するとともに、育児休業等の取得を希望する職員の不安の軽減を図る。

ウ 育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気醸成
育児休業及び部分休業に対する職場の意識改革を進め、育児休業等を取得しやすい雰囲気を醸成する。

エ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

育児休業を取得している職員が円滑に職場に復帰できるよう、当該機関等が発刊している広報誌等の送付を行うとともに、職場復帰時に研修その他の必要な支援を行う。

オ 育児休業に伴う任期付採用及び臨時的任用制度等の

場における理解が得られるための環境づくりを行う。

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

育児休業、育児短時間勤務又は育児時間(地方公務員においては「育児のための部分休業」をいう。以下同じ。)の取得を希望する職員について、その円滑な取得の促進等を図るため、次に掲げる措置を実施する。

ア 育児休業等の周知

男性も育児休業、育児短時間勤務又は育児時間を取得できることや、育児休業等の制度の趣旨及び内容や休業期間中の育児休業手当金の支給等の経済的な支援措置について、職員に対して周知する。

イ 育児休業等経験者に関する情報提供

育児休業、育児短時間勤務又は育児時間を実際に取得した職員の体験談をまとめた冊子の配布等を行うことにより、育児休業等を取得することのメリットを周知するとともに、育児休業等の取得を希望する職員の不安の軽減を図る。

ウ 育児休業等を取得しやすい雰囲気醸成

育児休業、育児短時間勤務又は育児時間に対する職場の意識改革を進め、育児休業等を取得しやすい雰囲気を醸成する。

エ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

育児休業を取得している職員が円滑に職場に復帰できるよう、当該機関等が発刊している広報誌等の送付を行うとともに、職場復帰に際して研修その他の必要な支援を行う。

オ 育児休業等に伴う任期付採用及び臨時的任用制度等

活用

職員から育児休業の請求があった場合に、部内の人員配置等によって当該職員の業務を処理することが難しいときは、任期付採用及び臨時的任用制度の活用を図る。

カ 公共的施設における雇入れの促進等

母子及び寡婦福祉法の規定に基づき、母子家庭の母等の公共的施設における雇入れの促進等を図る。

(4) 庁内託児施設の設置

小学校就学の始期に達するまでの子どもを育てる職員が利用することができる庁内託児施設の設置について検討を行った上で、適切な対応を図る。

(5) 超過勤務の縮減

超過勤務は、本来、公務のための臨時又は緊急の必要がある場合に行われる勤務であるという認識を深め、一層の縮減に向けた取組を進めていく必要があり、次に掲げる措置を実施する。

ア 小学校就学の始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務の制限の制度の周知

小学校就学の始期に達するまでの子どもを育てる職員に対して、職業生活と家庭生活の両立を支援するための深夜勤務及び超過勤務の制限の制度について周知す

の活用

職員から育児休業の請求があった場合に、部内の人員配置等によって当該職員の業務を処理することが難しいときは、任期付採用及び臨時的任用制度の活用を図る。また、職員から育児短時間勤務の請求があった場合に、当該職員の業務を処理するための措置として任期付短時間勤務職員の任用制度や、二人で一つの職を占める並立任用制度の活用を図る。

カ 公共的施設における雇入れの促進等

母子及び寡婦福祉法の規定に基づき、母子家庭の母等の公共的施設における雇入れの促進等を図る。

(4) 庁内託児施設の設置

小学校就学の始期に達するまでの子どもを育てる職員が利用することができる庁内託児施設の設置について検討を行った上で、適切な対応を図る。

(5) 超過勤務の縮減

超過勤務は、本来、公務のための臨時又は緊急の必要がある場合に行われる勤務であるという認識を深め、一層の縮減に向けた取組を進めていく必要があり、次に掲げる措置を実施する。国については、人事院の定める超過勤務の上限の目安時間を超えて勤務させないように努める。

ア 小学校就学の始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務の制限の制度の周知

小学校就学の始期に達するまでの子どもを育てる職員に対して、職業生活と家庭生活の両立を支援するための深夜勤務及び超過勤務の制限の制度について周知す

る。

イ 一斉定時退庁日等の実施

国においては、既に「国家公務員の労働時間短縮対策について」（平成四年人事管理運営協議会決定）に基づき、全省庁一斉定時退庁日が実施されているところであるが、国又は地方公共団体を問わず、各機関の実情に応じて、独自に定時退庁日を設定する等の更なる取組を行う。

ウ 事務の簡素合理化の推進

事務の簡素合理化について、業務量そのものの見直し、OA化の計画的な推進による事務の効率化、外部委託による事務の簡素化、事務処理体制の見直しによる適正な人員の配置及び年間を通じた業務量の平準化による更なる取組を推進する。

エ 超過勤務の縮減のための意識啓発等

超過勤務の縮減のための取組の重要性について、管理職を始めとする職員全体で更に認識を深めるとともに、安易に超過勤務が行われることのないよう意識啓発等の取組を行う。

(6) 休暇の取得の促進

休暇の取得を促進するため、職員の休暇に対する意識の改革を図るとともに、職場における休暇の取得を容易にするため、次に掲げる措置を実施する。

ア 年次休暇の取得の促進

る。

イ 一斉定時退庁日等の実施

国においては、既に「国家公務員の労働時間短縮対策について」（平成四年人事管理運営協議会決定）に基づき、全省庁一斉定時退庁日が実施されているところであるが、国又は地方公共団体を問わず、各機関の実情に応じて、独自に定時退庁日を設定する等の更なる取組を行う。

ウ 事務の簡素合理化の推進

事務の簡素合理化について、業務量そのものの見直し、OA化の計画的な推進による事務の効率化、外部委託による事務の簡素化、事務処理体制の見直しによる適正な人員の配置及び年間を通じた業務量の平準化による更なる取組を推進する。

エ 超過勤務の縮減のための意識啓発等

超過勤務の縮減のための取組の重要性について、管理職を始めとする職員全体で更に認識を深めるとともに、安易に超過勤務が行われることのないよう意識啓発等の取組を行う。

オ 勤務時間管理の徹底等

職員の勤務状況の的確な把握、各機関の実情に応じた縮減目標の設定など、勤務時間管理の徹底を図る。

(6) 休暇の取得の促進

休暇の取得を促進するため、職員の休暇に対する意識の改革を図るとともに、職場における休暇の取得を容易にするため、次に掲げる措置を実施する。

ア 年次休暇の取得の促進

計画的な年次休暇の取得促進を図るため、おおむね四半期毎の年次休暇の計画表の作成及び職場の業務予定の職員への早期周知を図る等、年次休暇を取りやすい雰囲気の醸成や環境整備を行う。

また、人事担当部局においては、職員の年次休暇の取得状況を定期的に把握し、取得率が低い部署については、その管理職等からのヒアリングや指導を行う等の必要な取組を行う。

イ 連続休暇等の取得の促進

ゴールデンウィーク期間、夏季(七月～九月)等における連続休暇、職員やその家族の誕生日等記念日における年次休暇、学校行事への参加等のための年次休暇等の取得の促進を図る。

ウ 子どもの看護を行う等のための特別休暇の取得の促進

子どもの看護を行う等のための特別休暇について、職員に周知を図るとともに、当該特別休暇の取得を希望する職員が、円滑に取得できる環境を整備する。

(7) 転勤についての配慮

官署を異にする異動を命ずる場合において、それにより子どもの養育を行うことが困難となる職員がいるときは、その状況に配慮する。

(8) 宿舍の貸与における配慮

子育てをしている職員に対して、仕事と子育ての両立にも配慮した宿舍の貸与に努める。

(9) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組

計画的な年次休暇の取得促進を図るため、各職場の実情に応じ、四半期毎等の年次休暇の計画表の作成及び職場の業務予定の職員への早期周知を図る等、年次休暇を取りやすい雰囲気の醸成や環境整備を行う。

また、人事担当部局においては、職員の年次休暇の取得状況を定期的に把握し、取得率が低い部署については、その管理職等からのヒアリングや指導を行う等の必要な取組を行う。

イ 連続休暇等の取得の促進

ゴールデンウィーク期間、夏季(七月から九月まで)等における連続休暇、職員及びその家族の誕生日等の記念日や子どもの学校行事等、家族とのふれあいのための年次休暇等の取得の促進を図る。

ウ 子どもの看護のための特別休暇の取得の促進

子どもの看護のための特別休暇について、職員に周知を図るとともに、当該特別休暇の取得を希望する職員が、円滑に取得できる環境を整備する。

(7) 転勤についての配慮

官署を異にする異動を命ずる場合において、それにより子どもの養育を行うことが困難となる職員がいるときは、その状況に配慮する。

(8) 宿舍の貸与における配慮

子育てをしている職員に対して、仕事と子育ての両立にも配慮した宿舍の貸与に努める。

(9) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組

職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の働きやすい環境を阻害する職場における慣行その他の諸要因を解消するため、管理職を含めた職員全員を対象として、情報提供、研修等による意識啓発を行う。

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子育てバリアフリー

外部からの来庁者の多い庁舎において、子どもを連れて人が安心して来庁できるよう、乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレやベビーベッドの設置等を適切に行う。

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

ア 子ども・子育てに関する活動の支援

地域において、子どもの健全育成、疾患・障害を持つ子どもの支援、子育て家庭の支援を行う NPO や地域団体等について、その活動への職員の積極的な参加を支援する。

イ 子どもの体験活動等の支援

子どもの多様な体験活動等の機会の充実を図るため、職場見学を実施すること、子どもが参加する地域の行事・活動に庁舎内施設やその敷地を提供すること、各種学習会等の講師、ボランティアリーダー等として職員の積極的な参加を支援すること等に取り組む。

ウ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

子どもを交通事故から守るため、地域の交通安全活動への職員の積極的な参加を支援するとともに、公務に関し自動車の運転を行う者に対する交通安全教育等の交通安全に必要な措置を実施する。

職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の働きやすい環境を阻害する職場における慣行その他の諸要因を解消するため、管理職を含めた職員全員を対象として、情報提供、研修等による意識啓発を行う。

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子育てバリアフリー

外部からの来庁者の多い庁舎において、子どもを連れて人が安心して来庁できるよう、乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレやベビーベッドの設置等を適切に行う。

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

ア 子ども・子育てに関する活動の支援

地域において、子どもの健全育成、疾患・障害を持つ子どもの支援、子育て家庭の支援を行う NPO や地域団体等について、その活動への職員の積極的な参加を支援する。

イ 子どもの体験活動等の支援

子どもの多様な体験活動等の機会の充実を図るため、職場見学を実施すること、子どもが参加する地域の行事・活動に庁舎内施設やその敷地を提供すること、各種学習会等の講師、ボランティアリーダー等として職員の積極的な参加を支援すること等に取り組む。

ウ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

子どもを交通事故から守るため、地域の交通安全活動への職員の積極的な参加を支援するとともに、公務に関し自動車の運転を行う者に対する交通安全教育等の交通安全に必要な措置を実施する。

エ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動等への職員の積極的な参加を支援する。

(3) 子どもとふれあう機会の充実

保護者でもある職員の子どもとふれあう機会を充実させ、心豊かな子どもをはぐくむため、子どもが保護者の働いているところを見ることができる「子ども参観日」を実施する。

また、各機関におけるレクリエーション活動の実施に当たっては、当該職員のみだけではなく、子どもを含めた家族全員が参加できるように配慮する。

(4) 学習機会の提供等による家庭の教育力の向上

保護者でもある職員は、子どもとの交流の時間が確保しにくい状況にあるとともに、家庭教育に関する学習機会への参加が難しい状況にあるため、各機関内において、家庭教育講座等を開設する等の取組により、家庭教育への理解と参画の促進を図る。

エ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動等への職員の積極的な参加を支援する。

(3) 子どもとふれあう機会の充実

保護者でもある職員の子どもとふれあう機会を充実させ、心豊かな子どもをはぐくむため、子どもが保護者の働いているところを見ることができる「子ども参観日」を実施する。

また、各機関におけるレクリエーション活動の実施に当たっては、当該職員のみだけではなく、子どもを含めた家族全員が参加できるように配慮する。

(4) 学習機会の提供等による家庭の教育力の向上

保護者でもある職員は、子どもとの交流の時間が確保しにくい状況にあるとともに、家庭教育に関する学習機会への参加が難しい状況にあるため、各機関内において、家庭教育講座等を開設する等の取組により、家庭教育への理解と参画の促進を図る。

資料3 市町村行動計画を定めるに当たって参酌すべき
標準の留意事項について

市町村行動計画を定めるに当たって参酌すべき標準の留意事項について

※四角囲みは策定指針（案）の内容

1 参酌標準について

(1) 意義

法第7条第2項第3号においては、市町村行動計画において、保育サービス、放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る達成しようとする目標、内容及び実施時期を定めるに当たって参酌すべき標準（以下「参酌標準」という。）を定めるものとされている。

参酌標準は、各市町村において、女性の就業率上昇に伴う保育サービス等の潜在需要を把握しつつ、中長期的に達成されるべきサービス整備水準を勘案した上で、後期計画の目標事業量を適切に見込むために提示するものである。

(2) 性質

ニーズ調査により把握した各事業の需要に基づき、次の2から10までに示す方法により、新待機児童ゼロ作戦（平成20年2月27日厚生労働省策定）の目標年次である平成29年度に達成されるべき目標事業量（以下「平成29年度目標事業量」という。）を定めることが必要である。

なお、後期計画期間（平成22年度から平成26年度までの期間をいう。以下同じ。）の目標事業量については、平成29年度目標事業量の達成を念頭に、現状のサービス基盤を踏まえつつ定めること。

また、2の平日昼間の保育サービス及び6の放課後児童健全育成事業に関しては、平成22年度（新待機児童ゼロ作戦の集中重点期間の最終年度）の目標事業量も定めることが必要である。

【留意事項】

- ① 平成29年度目標事業量は、次に示す2から10に基づき、ニーズ調査により把握した推計ニーズ量を目標事業量とすることが必要である。新待機児童ゼロ作戦においては、10年後の目標として、保育サービス（3歳未満児）の提供割合を現行の20%から38%に、放課後児童クラブ（小学1年から3年）の提供割合を現行の19%から60%にするため、取組を進めることとしている。平成29年度目標事業量については、できるだけ早期に達成されることが望ましい。
- ② 平成22年度における保育サービス（3歳未満児）の提供割合については26%、放課後児童クラブ（小学1年から3年）の提供割合については32%の目標が設定されていることに留意する必要がある。

2 平日昼間の保育サービス

平日昼間の保育サービスの平成29年度目標事業量については、3歳未満児と3歳以上児に区分の上、次の方法により定めることが必要である。

(1) 就労形態別家庭類型ごとの潜在サービス利用率の把握

ニーズ調査により把握した共働き家庭、フルタイムとパートタイム家庭、専業主婦家庭、ひとり親家庭等の就労形態別の家庭区分（以下「就労形態別家庭類型」という。）ごとに、現に保育サービスを利用している家庭及び利用を希望している家庭を勘案した潜在的な保育サービスの利用率（以下「潜在的サービス利用率」という。）を算出する。

(2) 就労形態別家庭類型ごとの潜在家庭数の把握

就労形態別家庭類型ごとに、ニーズ調査により把握した今後の就労希望を勘案した潜在的な家庭数（以下「潜在家庭数」という。）を算出する。

(3) 就労形態別家庭類型ごとの潜在家庭数に、就労形態別家庭類型ごとの潜在サービス利用率を乗じて得た数を合算した数により、平成29年度の目標事業量（定員数）を定める。

なお、後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を考慮し、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めることが必要である。

【留意事項】

- ① 「平日昼間の保育サービス」としてニーズを捉える時間帯区分の例としては、午前7時～18時までを基本とするが、地域の保育所の運営状況に応じて設定しても構わない。
- ② 「就労形態別家庭類型ごとの潜在家庭数」について、就労希望を勘案した家庭数を把握するに際しては、ニーズ調査の母親の就労希望を問う設問において「すぐにも若しくは1年以内に希望がある」と回答した者を対象とすることが望ましい。
- ③ 「平日昼間の保育サービス」の利用希望を把握するに際しては、3歳未満児に係るものは以下のa及びbの2パターン、3歳以上児に係るものは以下のaからcの3パターンにより算出することが望ましい。
 - a 市町村が児童福祉法第24条第1項に規定する児童に該当すると認めるもの、いわゆる「保育に欠ける」子ども（前記2（2）の「就労形態別家庭類型ごとの潜在家庭数」として、ひとり親家庭・フルタイム共働き家庭・フルタイムとパートタイムの共働き家庭に該当する家庭の子ども）の「認可保育所」の利用希望
 - b aに加え、いわゆる「保育に欠ける」子どもの「家庭的保育事業」、「事業所内保育所」、「自治体の認証・認定保育施設」、「その他の保育施設」を加えた利用希望
 - c bに加え、すべての家庭の「幼稚園の預かり保育」を加えた利用希望
- ④ 平成29年度目標事業量の設定に際しては、3歳未満児に係るものは、a及びbの利用希望の水準を勘案し、認可保育所（特定保育事業を含む）と家庭的保育事業それぞれの目標事業量を設定することが望ましい。

3歳以上児に係るものは、さらに、cの利用希望の水準を勘案し、認可保育所、家庭的保育事業及び幼稚園の預かり保育を合わせた平成29年度目標事業量も設定することが望ましい。

- ⑤ 後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を考慮し、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めることが必要であるとしており、すべての家庭における認定こども園（午後まで）の利用希望も踏まえ、都道府県と連携しつつ、認定こども園の整備の促進についても併せて検討されたい。

3 夜間帯の保育サービス

2の平日昼間の保育サービスと同様の手法により、ニーズ調査で把握した夜間帯の保育ニーズを勘案して、時間帯区分ごとに平成29年度目標事業量を定めることが必要である。

なお、後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を考慮し、延長保育事業、夜間保育事業及び夜間養護等事業で対応することを基本とし、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めることが必要である。

【留意事項】

- ① 夜間の時間帯区分の例としては、一般的な延長保育の時間帯（18時～20時）、夜間保育の時間帯（20～22時）、深夜・早朝帯（22時～5時）が考えられる。
- ② 休日の夜間については、夜間帯の保育サービスに含めて目標事業量を定めることが必要である。

4 休日保育

2の平日昼間の保育サービスと同様の手法により、ニーズ調査で把握した休日の保育ニーズを勘案して平成29年度目標事業量を定めることが必要である。

なお、後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めることが必要である。

5 病児・病後児保育

平日昼間の保育サービスの平成29年度目標事業量（定員数）を病児・病後児保育の利用可能性がある者と捉えた上で、ニーズ調査により把握した病児・病後児の発生頻度、サービスの利用実績及びサービスの利用希望を勘案して、平成29年度の目標事業量を定めることが必要である。

なお、後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めることが必要である。

【留意事項】

- 「サービスの利用実績」については、病児・病後児保育サービスの利用のほか、代替的措置、例えば、病気を理由とするベビーシッターやファミリー・サポート・センターの利用等も含めて目標事業量を算出することが必要である。

6 放課後児童健全育成事業

保育サービスとの連続性を重視し、ニーズ調査により把握した次年度に就学予定の児童を有する家庭であって放課後児童クラブの利用を希望する家庭を勘案して、適切と見込まれる平成29年度目標事業量を定めることが必要である。

なお、後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めることが必要である。

【留意事項】

- ① 平成29年度目標事業量の算出に際しては、次年度に就学予定の未就学児を有する家庭の利用希望を基本としつつ、適宜、就学児を有する家庭の利用希望も参考とすること。
- ② 就学児を有する家庭の「利用希望」としては、就労家庭の放課後の預かり希望（放課後子ども教室も含む）を広く捉えることが必要である。

7 一時預かり事業

ニーズ調査により把握した一時的に未就学の子どもを第三者に預けた日数の実績に、今後の利用希望を加えたものを勘案して、適切と考えられる平成29年度目標事業量を定めることが必要である。

なお、後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めることが必要である。

【留意事項】

- ① 「一時的に未就学の子どもを第三者に預けた日数の実績」とは、一時的に子どもを預けたことが「ある」と回答した者における預けた平均日数とすることが適当である。この際、一時預かり事業のサービス利用日数に限らず、家族以外の者に一時的に預けた日数を広く含めることが必要である。
- ② 「子どもと家族を応援する日本『重点戦略』」（平成19年12月）における一時預かり事業の試算では、非就労家庭は月20時間（＝週に1回、半日程度）、就労家庭は月10時間（＝2週に1回、半日程度）を望ましい水準として設定していることに留意が必要である。

8 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が、居宅より容易に移動することが可能な圏域内に1箇所以上設置することを平成29年度目標事業量とすることが必要である。

なお、後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めることが必要である。

9 ファミリー・サポート・センター事業

市及び特別区にあつては、原則として1箇所以上の設置を平成29年度目標事業量とすることが必要である。

町村にあつては、住民の利用希望等を踏まえ実施の必要性を検討した上で平成29年度目標事業量を定めることが必要である。

なお、後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を念頭に定めることが必要である。

【留意事項】

- ファミリー・サポート・センターの設置及び事業運営にあつては、「病児・緊急対応強化モデル事業」や22年度までの時限措置である「病児・緊急預かり対応基盤整備事業（仮称）」の実施等を視野に入れて検討することが必要である。

10 短期入所生活援助事業

宿泊を伴う預かりを必要とした日数の実績に基づき、ファミリー・サポート・センター事業等の他サービスによる対応の可能性も勘案しながら、適切と考えられる事業量を平成29年度目標事業量とすることが必要である。

なお、後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めることが必要である。

資料4 「次世代育成支援対策交付金交付要綱」新旧
対照表（案）

「次世代育成支援対策交付金交付要綱」新旧対照表（案）

平成20年度	平成21年度
<p style="text-align: right;">厚生労働省発雇児第1128002号 平成20年11月28日</p> <p style="text-align: center;">各 市 町 村 長 特別 区 区 長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働事務次官</p> <p style="text-align: center;">次世代育成支援対策交付金の国庫補助について</p> <p>標記の交付金については、別紙「次世代育成支援対策交付金交付要綱」により行うこととされたので通知する。 なお、この通知は平成20年4月1日から適用する。</p>	<p style="text-align: right;">厚生労働省発雇児第1128002号 平成20年11月28日 第一次改正 厚生労働省発雇児第 ※ 号 平成21年 ※月 ※日</p> <p style="text-align: center;">各 市 町 村 長 特別 区 区 長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働事務次官</p> <p style="text-align: center;">次世代育成支援対策交付金の国庫補助について</p> <p>標記の交付金については、別紙「次世代育成支援対策交付金交付要綱」により行うこととされたので通知する。 なお、この通知は平成20年4月1日から適用する。</p>

平成20年度

(別紙)

次世代育成支援対策交付金交付要綱

(通則)

- 1 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。)第11条第1項の規定に基づく次世代育成支援対策交付金(以下「交付金」という。)の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省労働省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この交付金は、次世代法第8条第1項の規定に基づき市町村(特別区を含む。以下同じ。)が策定する市町村行動計画(以下「行動計画」という。)に基づく措置のうち、次世代育成支援対策に資する事業に要する経費に充てるため交付することにより、行動計画に基づく次世代育成支援対策の着実な推進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この交付金は、市町村が行動計画により毎年度策定する別紙様式第1(別表3)による事業計画(以下「事業計画」という。)に基づく次の事業であって、市町村が実施する事業又は市町村以外の民間が実施する当該事業に対し市町村が補助する事業を交付の対象とする。

(1) 特定事業

平成20年11月28日雇児発第1128003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」(以下、「評価基準通知」という。)に基づく次の事業
ア 生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
評価基準通知の1の(1)に基づき、市町村が行う事業

平成21年度

(別紙)

次世代育成支援対策交付金交付要綱

(通則)

- 1 (略)

(交付の目的)

- 2 (略)

(交付の対象)

- 3 この交付金は、市町村が行動計画により毎年度策定する別紙様式第1(別表3)による事業計画(以下「事業計画」という。)に基づく次の事業を交付の対象とする。

(1) (略)

ア 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
評価基準通知の1の(1)に基づき、市町村が行う事業

<p>イ <u>育児支援家庭訪問事業</u> 評価基準通知の1の(2)に基づき、市町村が行う事業</p> <p>ウ <u>ファミリー・サポート・センター事業</u> 評価基準通知の1の(3)に基づき、市町村が行う事業又は民間が実施する事業に対して市町村が補助する事業</p> <p>エ <u>子育て短期支援事業</u> 評価基準通知の1の(4)に基づき、市町村が行う事業又は民間が実施する事業に対して市町村が補助する事業</p> <p>オ <u>延長保育促進事業</u> 評価基準通知の1の(5)に基づき、市町村が民間に委託して実施する事業又は民間が実施する事業に対して市町村が補助する事業</p> <p>(2) その他の事業 評価基準通知の2及び3の要件を備える事業であって、厚生労働大臣が認めた事業及び評価基準通知の4の要件を備える新待機児童ゼロ作戦に基づく保育等のニーズ調査事業(以下「保育等ニーズ調査」という。)</p> <p>(対象外事業及び費用) 4 この交付金は、次に掲げる事業及び費用については、交付の対象としないものとする。 (1) 個人に金銭給付を行い、又は保育料等個人の負担を直接的に軽減する事業 (2) 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業 (3) 今までに一般財源化された事業 (4) 認可外保育施設の運営に係る経費の一部を負担し、又は補助している事業 (5) 平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」の7に掲げる費用</p>	<p>イ <u>養育支援訪問事業</u> 評価基準通知の1の(2)に基づき、市町村が行う事業</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ <u>子育て短期支援事業</u> 評価基準通知の1の(4)に基づき、市町村が行う事業</p> <p>オ (略)</p> <p>(2) その他の事業 評価基準通知の2及び3の要件を備える事業であって、厚生労働大臣が認めた事業</p> <p>(対象外事業及び費用) 4 この交付金は、次に掲げる事業及び費用については、交付の対象としないものとする。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略)</p>
--	---

(6) 市及び福祉事務所を設置する町村において、平成20年度中に要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワークを含む。）が設置されていない場合には、3（2）その他の事業のうち、評価基準通知の3の要件を備える事業に要するすべての経費

(交付額の算定方法)

5 この交付金の交付額の算定については、評価基準通知に定める評価基準（以下、「評価基準」という。）に基づく基準点数を基礎とし、次により算出する。ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切捨てるものとする。

(1) 3の(1)及び(2)（保育等ニーズ調査を除く。）に掲げる事業について、評価基準により設定された基準点数の合計点等を基に厚生労働大臣が認めた額と、事業計画に掲げる事業の総事業費の合計額から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。）の合計額を控除した額に2分の1を乗じた額とを比較して、少ない方の額を選定し交付額とする。

(2) 3の(2)に掲げる事業（保育等ニーズ調査）について、下表1の区分ごとに定める基準額と、事業計画に掲げる事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(表1)

区分（調査票送付数）	基準額
6,601以上	2,800,000円
6,001以上6,600以下	2,600,000円
3,401以上6,000以下	2,400,000円
2,001以上3,400以下	1,400,000円
1,501以上2,000以下	900,000円
1,001以上1,500以下	700,000円
1,000以下	500,000円

(3) (1)により選定された額と(2)により選定された額との合計額を交付額とする。

(4) なお、前年度において交付金による事業実績がある市町村においては、

(6) 市及び福祉事務所を設置する町村において、平成21年度中に要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワークを含む。）が設置されていない場合には、3（2）その他の事業のうち、評価基準通知の3の要件を備える事業に要するすべての経費

(交付額の算定方法)

5 (略)

(1) 3の(1)及び(2)に掲げる事業について、評価基準により設定された基準点数の合計点等を基に厚生労働大臣が認めた額と、事業計画に掲げる事業の総事業費の合計額から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。）の合計額を控除した額に2分の1を乗じた額とを比較して、少ない方の額を選定し交付額とする。

削除

削除

(2) なお、前年度において交付金による事業実績がある市町村においては、

(1)において、評価基準により設定された基準点数の合計点に、下表2に掲げる執行率（前年度基準点数の合計（実績）／前年度基準点数の合計（計画））に応じて定める減額率を乗じることとする。

(表2)

執行率	90%以上	90%未満
減額率	減額なし	0.9

(交付の条件)

6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 市町村が事業を実施する場合（(2)に掲げる場合を除く。）

ア 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

イ 3の(1)及び(2)（保育等ニーズ調査を除く。）に掲げる事業と3の(2)に掲げる事業（保育等ニーズ調査）の間での経費の配分の変更はしてはならないものとする。

ウ 事業を中止し、又は廃止する場合は、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

エ 事業が、予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

オ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

カ 厚生労働大臣の承認を受けて前号に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

キ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

ク この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別

(1)において、評価基準により設定された基準点数の合計点に、下表に掲げる執行率（前年度基準点数の合計（実績）／前年度基準点数の合計（計画））に応じて定める減額率を乗じることとする。

(表)

執行率	90%以上	90%未満
減額率	減額なし	0.9

(交付の条件)

6 (略)

(1) (略)

ア (略)

削除

イ 事業を中止し、又は廃止する場合は、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ウ 事業が、予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

エ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

オ 厚生労働大臣の承認を受けて前号に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

カ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

キ この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙

紙様式第2による調書を作成し、これを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(2) 市町村が民間の実施する事業に対して補助する場合

ア (1) のア、イ、ウ、エ及びクに掲げる条件

イ 市町村が民間が実施する事業に対してこの交付金を財源に補助金を交付する場合には、民間に対して次の条件を付さなければならない。

(ア) (1) のア、イ、ウ及びエに掲げる条件

この場合において「厚生労働大臣」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

(イ) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで市町村長の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(ウ) 市町村長の承認を受けて前号に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

(エ) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(オ) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式第4により速やかに市町村長に報告しなければならない。

なお、民間事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で、消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

様式第2による調書を作成し、これを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(2) 市町村が民間の実施する事業に対して補助する場合

ア (1) のア、イ、ウ及びキに掲げる条件

イ (略)

(ア) (1) のア、イ及びウに掲げる条件

この場合において「厚生労働大臣」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

(イ) (略)

(ウ) (略)

(エ) (略)

(オ) (略)

また、市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

(カ) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ウ イにより付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

エ 民間事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

オ 民間事業者がイにより付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この交付金の交付の申請は、別紙様式第1による申請書を別に指示する期日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。

(交付決定までの標準期間)

9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(交付金の概算払)

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(カ) (略)

ウ (略)

エ (略)

オ (略)

(申請手続)

7 (略)

(変更申請手続)

8 (略)

(交付決定までの標準期間)

9 (略)

(交付金の概算払)

10 (略)

(実績報告)

11 この交付金の事業実績報告は、別紙様式3による報告書を翌年度4月10日(6の(1)のウ又は(2)のア若しくはウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(交付金の返還)

12 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(事後評価)

13 市町村長は、事業完了後、当該交付金の対象事業について、事業計画に記載された事業量や取組内容などの実施結果について、事業計画どおり適切に実施されているか否かの評価を実施し、これを公表するとともに、別に定めるところにより、厚生労働大臣に報告しなければならない。

(その他)

14 特別の事情により5、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(実績報告)

11 この交付金の事業実績報告は、別紙様式3による報告書を翌年度4月10日(6の(1)のイ又は(2)のア若しくはウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(交付金の返還)

12 (略)

(事後評価)

13 (略)

(その他)

14 (略)

平成20年度	平成21年度
<p>別紙様式第1</p> <p>番 号 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p>市 町 村 長</p> <p>特 別 区 区 長</p> <p>平成__年度次世代育成支援対策交付金の交付申請について</p> <p>標記について、次により国庫交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <p>1. 国庫交付金交付申請額 金 円</p> <p>2. 平成__年度次世代育成支援対策交付金所要額調書（別表1）</p> <p>3. 平成__年度次世代育成支援対策交付金の事業内容及び取組内容等調書（別表2）</p> <p>4. 平成__年度次世代育成支援対策交付金事業計画書（別表3）</p> <p>添付書類</p> <p>(1) 当該年度の歳入歳出予算（見込）書抄本 （当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）</p> <p>(2) その他参考となる資料</p> <p>※ それぞれの事業において、市町村が定める利用料の設定がある場合は、その基準額がわかる資料を添付すること。</p>	<p>別紙様式第1</p> <p>番 号 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p>市 町 村 長</p> <p>特 別 区 区 長</p> <p>平成__年度次世代育成支援対策交付金の交付申請について</p> <p>標記について、次により国庫交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <p>1. 国庫交付金交付申請額 金 円</p> <p>2. 平成__年度次世代育成支援対策交付金所要額調書（別表1）</p> <p>3. 平成__年度次世代育成支援対策交付金の事業内容及び取組内容等調書（別表2）</p> <p>4. 平成__年度次世代育成支援対策交付金事業計画書（別表3）</p> <p>添付書類</p> <p>(1) 当該年度の歳入歳出予算（見込）書抄本 （当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）</p> <p>(2) その他参考となる資料</p> <p>※ それぞれの事業において、市町村が定める利用料の設定がある場合は、その基準額がわかる資料を添付すること。</p>

平成20年度

平成21年度

別表1

平成 年度次世代育成支援対策交付金所要額調書

別表1

平成 年度次世代育成支援対策交付金所要額調書

都道府県名
市区町村名

区 分	事業計画に掲げる事業の総事業費	寄付金その他の収入額	差引額 (A-B)	国庫補助基本額	厚生労働大臣が認めた額	国庫補助所要額
	A	B	C	D	E	F
	円	円	円	円	円	円
特定事業及びその他の事業 (bを除く)			0	0		0
新待機児童ゼロ作戦に基づく保育等のニーズ調査			0			0
合 計	0	0	0	0	0	0

- (注) 1. 太枠内に金額を入力する。色づけしてあるセルは式によって自動計算されるので入力不要。
 2. 利用者から徴収した実費相当額等をB欄に記入すること。
 3. D欄は、次により入力すること。
 (1) 特定事業及びその他の事業……Cの額に2分の1を乗じて得た額が自動計算される。
 (2) 新待機児童ゼロ作戦に基づく保育等のニーズ調査……交付要綱5(2)(表1)の区分ごとに定める基準額。
 4. E欄は内示額を記入すること。
 5. F欄は、次により自動入力される。
 (1) 特定事業及びその他の事業……D欄の額とE欄の額とを比較していずれか少ない方の額。
 (2) 新待機児童ゼロ作戦に基づく保育等のニーズ調査……C欄の額とD欄の額とを比較していずれか少ない方の額。

都道府県名(上段)	事業計画に掲げる事業の総事業費	寄付金その他の収入額	差引額 (A-B)	国庫補助基本額	厚生労働大臣が認めた額	国庫補助所要額
市区町村名(下段)	A	B	C	D	E	F
	円	円	円	円	円	円
			0	0		0

- (注) 1. クリーム色に色づけされたセルのみ記入する。それ以外のセルは式により自動計算される。
 2. 利用者から徴収した実費相当額等をB欄に記入すること。
 3. D欄は、Cの額に2分の1を乗じて得た額が自動入力される。
 4. E欄は内示額を記入すること。
 5. F欄は、D欄の額とE欄の額とを比較していずれか少ない方の額が自動入力される。

平成20年度

平成21年度

別表2

平成 年度次世代育成支援対策交付金の事業内容及び取組内容等調査書

市町村コード		
都道府県名		
市区町村名		
担当部署(課室・係)	A	
職名	B	
担当者氏名	C	
電話番号(直通又は代表(内線))	D	
メールアドレス	E	

(記入上の注意事項)

- ※ 太線枠の欄(クリーム色に色づけされているセル)に記入し、それ以外の欄には記入しないこと。
- ※ 20年度実施事業の該当する項目について、A欄(該当項目チェック欄)に○を入力し、B欄・C欄に20年度実施数(または数字の1)・欄外上部枠内に行動計画に位置づけた20年度実施か所数及び21年度目標値をそれぞれ入力すること。
(C欄は生後4か月までの全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)については、B欄・C欄に平成20年度の1年間における対象全家庭数・家庭訪問数を、育児支援家庭訪問事業については、B欄に家庭訪問数をそれぞれ入力すること。
- ※ 生後4か月までの全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)については、B欄・C欄に平成20年度の1年間における対象全家庭数・家庭訪問数を、育児支援家庭訪問事業については、B欄に家庭訪問数をそれぞれ入力すること。
- ※ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業のB欄については、基本事業は研修受講人数を、付加的事業は数字の1を入力すること。
- ※ 上記以外の事業で、20年度から新規に取り組むもので、事業開始が年度途中となるものについては、5～8月開始の場合は0.75か所(事業数)、9～12月開始で0.5か所(事業数)、1月以降開始で0.25か所(事業数)として入力するものとする。
- ※ B欄の欄外に記入されているところは、A欄に○を入力した場合、便宜上、数字の1を入力すること。

<評価1>

●生後4か月までの全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)

- ※ 以下に掲げる項目①②に全て該当する場合は、A欄の該当項目に○を入力し、B欄に全戸訪問事業の対象となる全家庭数を、C欄に家庭訪問数を入力すること。
(①②の1つでも該当しない場合は、対象とならないので計上しないよう注意すること。)
- ① 申請(調査)を実施する。
- ② 実施計画を策定する。

A 欄 (○を入力)	項 目	B 欄 (対象全家庭数を入力)	C 欄 (家庭訪問数を入力)	評価ポイント	申請ポイント
F	(1) 支援が必要な家庭に対して、次の1及び2の対応をいずれも実施している市町村 ① ケース対応会議の開催 ② 育児支援家庭訪問事業のうち、以下に掲げる援助 ○育児・家事の援助 ○育児支援に関する技術的援助			0.04 ポイント	0.00 ポイント
H	(2) (1)以外の市町村			0.03 ポイント	0.00 ポイント
ポイント合計					J 0.00 ポイント

※(全戸訪問事業の対象となる全家庭数×20%)は、地方交付税で既に実施されている新生児訪問指導としての実施予定分として控除する。
(すでに控除分については式が入っている。)

●育児支援家庭訪問事業

- ※ 以下に掲げる項目①②に全て該当する場合は、A欄の該当項目に○を入力し、B欄に家庭訪問数を入力すること。
(①②の1つでも該当しない場合は、対象とならないので計上しないよう注意すること。)
- ① 情報の収集、一定の指標に基づき訪問対象者の決定、支援計画の策定等を行うための中核機関を定めている。
- ② 支援は家庭を訪問することにより実施する。

A 欄 (○を入力)	項 目	B 欄 (家庭訪問数を入力)	評価ポイント	申請ポイント
K	育児・家事の援助		0.03 ポイント	0.00 ポイント
L	育児支援に関する技術的援助		0.04 ポイント	0.00 ポイント
M	分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援		0.05 ポイント	0.00 ポイント
ポイント合計				N 0.00 ポイント

別表2

平成21年度次世代育成支援対策交付金の事業内容及び取組内容等調査書

市町村コード		
都道府県名		
市区町村名		
担当部署(課室・係)	A	
職名	B	
担当者氏名	C	
電話番号(直通又は代表(内線))	D	
メールアドレス	E	

(記入上の注意事項)

- ※ 太線枠の欄(クリーム色に色づけされているセル)に記入し、それ以外の欄には記入しないこと。
- ※ 21年度実施事業の該当する項目について、A欄(該当項目チェック欄)に○を入力し、B欄・C欄に21年度実施数(または数字の1)・欄外上部枠内に行動計画に位置づけた21年度実施か所数及び21年度目標値をそれぞれ入力すること。
(C欄は乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)については、B欄・C欄に平成21年度の1年間における対象全家庭数・家庭訪問数を、養育支援訪問事業については、B欄に家庭訪問延べ件数をそれぞれ入力すること。
- ※ 乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)については、B欄・C欄に平成21年度の1年間における対象全家庭数・家庭訪問数を、養育支援訪問事業については、B欄に家庭訪問延べ件数をそれぞれ入力すること。
- ※ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業のB欄については、基本事業は研修受講人数を、付加的事業は数字の1を入力すること。
- ※ 上記以外の事業で、20年度から新規に取り組むもので、事業開始が年度途中となるものについては、5～8月開始の場合は0.75か所(事業数)、9～12月開始で0.5か所(事業数)、1月以降開始で0.25か所(事業数)として入力するものとする。
- ※ B欄の欄外に記入されているところは、A欄に○を入力した場合、便宜上、数字の1を入力すること。

<評価1>

●乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)

- ※ 以下に掲げる項目①②に全て該当する場合は、A欄の該当項目に○を入力し、B欄に全戸訪問事業の対象となる全家庭数を、C欄に家庭訪問数を入力すること。
(①②の1つでも該当しない場合は、対象とならないので計上しないよう注意すること。)
- ① 申請を実施する。
- ② 実施計画を策定する。

A 欄 (○を入力)	項 目	B 欄 (対象全家庭数を入力)	C 欄 (家庭訪問数を入力)	評価ポイント	申請ポイント
F	(1) 支援が必要な家庭に対して、次の1及び2の対応をいずれも実施している市町村 ① ケース対応会議の開催 ② 養育支援訪問事業のうち、以下に掲げる援助をいずれも実施 ○育児・家事援助 ○専門的相談支援			0.04 ポイント	0.00 ポイント
H	(2) (1)以外の市町村			0.03 ポイント	0.00 ポイント
ポイント合計					J 0.00 ポイント

※(全戸訪問事業の対象となる全家庭数×20%)は、地方交付税で既に実施されている新生児訪問指導としての実施予定分として控除する。
(すでに控除分については式が入っている。)

●養育支援訪問事業

- ※ 以下に掲げる項目①②に全て該当する場合は、A欄の該当項目に○を入力し、B欄に家庭訪問延べ件数を入力すること。
(①②の1つでも該当しない場合は、対象とならないので計上しないよう注意すること。)
- ① 情報の収集、一定の指標に基づき訪問対象者の決定、支援計画の策定等を行うための中核機関を定めている。
- ② 研修を実施する。

A 欄 (○を入力)	項 目	B 欄 (家庭訪問延べ件数を入力)	評価ポイント	申請ポイント
K	育児・家事援助		0.03 ポイント	0.00 ポイント
L	専門的相談支援		0.04 ポイント	0.00 ポイント
M	分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援		0.05 ポイント	0.00 ポイント
ポイント合計				N 0.00 ポイント

●ファミリー・サポート・センター事業

※ 以下に掲げる項目①～③(センター業務)に全て該当する場合は、A欄の該当項目に○を入力し、B欄に「1」又は数字を入力すること。
 (①～③の1つでも該当しない場合は、対象とならないので計上しないよう注意すること。)

- ① 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- ② 相互援助活動の調整等
- ③ 会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催
- ④ 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催
- ⑤ 子育て支援関連施設・事業(乳児院、保育所、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業、児童館等)との連絡調整

A 欄 (○を記入)	項 目	B 欄 (1)又は数字を入力)	評価ポイント	申請ポイント
(会員数)				
	100人相当～299人	O	10.0 ポイント	0.00 ポイント
	300人～599人	P	14.0 ポイント	0.00 ポイント
	600人～999人	Q	20.0 ポイント	0.00 ポイント
	1,000人～1,499人	R	40.0 ポイント	0.00 ポイント
	1,500人～1,999人	S	60.0 ポイント	0.00 ポイント
	2,000人～2,999人	T	80.0 ポイント	0.00 ポイント
	3,000人以上	U	100.0 ポイント	0.00 ポイント
(支那の設置箇所数)				
	10か所以上	V	50.0 ポイント	0.00 ポイント
	10か所未満	W	か所	0.00 ポイント
	複数預かりの実施(兄弟姉妹を除く。)	X	5.0 ポイント	0.00 ポイント
ポイント合計				0.00 ポイント

●子育て短期支援事業【ショートステイ・トワイライトステイ】

※ B欄は1人日単位で入力すること。また、評価ポイントは100人日単位の表示となっている。(「児童の送迎を実施」を除く。)

A 欄 (○を記入)	項 目	B 欄 (数字を入力)	評価ポイント	申請ポイント
	・ショートステイ事業の実施	2歳未満児・慢性疾患児 AA	人日 4.30 ポイント	0.00 ポイント
		2歳以上児 AB	人日 2.35 ポイント	0.00 ポイント
		緊急一時保護 AC	人日 0.80 ポイント	0.00 ポイント
	・トワイライトステイ事業の実施	基本分 AD	人日 0.45 ポイント	0.00 ポイント
		宿泊分 AE	人日 0.45 ポイント	0.00 ポイント
		休日デイサービス分 AF	人日 1.00 ポイント	0.00 ポイント
		児童の送迎を実施 AG	か所 0.30 ポイント	0.00 ポイント
ポイント合計				0.00 ポイント

●延長保育促進事業

※ 延長保育を実施する民間保育所のか所数

A 欄 (○を記入)	項 目	B 欄 (数字を入力)	評価ポイント	申請ポイント
	・基本分の実施	AK	か所 23.0 ポイント	0.00 ポイント
	・延長時間	30分延長 AL	事業 1.5 ポイント	0.00 ポイント
		1時間延長 AM	事業 7.0 ポイント	0.00 ポイント
		2～3時間延長 AN	事業 11.0 ポイント	0.00 ポイント
		4～5時間延長 AO	事業 23.0 ポイント	0.00 ポイント
		6時間以上延長 AP	事業 27.0 ポイント	0.00 ポイント
ポイント合計				0.00 ポイント

※ 21年度目標値には、延長保育事業を実施する保育所数を入力すること。例えば、同一保育所で開所時間の前及び後ろで延長保育を実施している場合、ポイントはそれぞれ付加するが、当該欄では1か所とカウントする。

評価1会計ポイント 0.00 ポイント

●ファミリー・サポート・センター事業

※ 以下に掲げる項目について各事業の①～③(センター業務)に全て該当する場合は、A欄の該当項目に○を入力し、B欄に「1」又は数字を入力すること。
 基本事業(①～③の1つでも該当しない場合は、対象とならないので計上しないよう注意すること。)

- ① 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- ② 相互援助活動の調整等
- ③ 会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催
- ④ 会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催
- ⑤ 病児・緊急対応強化モデル事業(①～③の1つでも該当しない場合は、対象とならないので計上しないよう注意すること。)

- ① 調査機関との連携
- ② 病児・病後児等の預かりに対応した講習の実施
- ③ 依頼の受付・調整体制の強化

A 欄 (○を記入)	項 目	B 欄 (1)又は数字を入力)	評価ポイント	申請ポイント
(基本事業(会員数))				
	100人相当～299人	O	10.0 ポイント	0.00 ポイント
	300人～599人	P	14.0 ポイント	0.00 ポイント
	600人～999人	Q	20.0 ポイント	0.00 ポイント
	1,000人～1,499人	R	40.0 ポイント	0.00 ポイント
	1,500人～1,999人	S	60.0 ポイント	0.00 ポイント
	2,000人～2,999人	T	80.0 ポイント	0.00 ポイント
	3,000人以上	U	100.0 ポイント	0.00 ポイント
(支那の設置箇所数)				
	10か所以上	V	50.0 ポイント	0.00 ポイント
	10か所未満	W	か所	0.00 ポイント
	複数預かりの実施(兄弟姉妹を除く。)	X	5.0 ポイント	0.00 ポイント
(病児・緊急対応強化モデル事業(病児・病後児預かりの延利用件数))				
	～59件	Y	8.0 ポイント	0.00 ポイント
	60件～119件	Z	12.0 ポイント	0.00 ポイント
	120件～199件	AA	19.0 ポイント	0.00 ポイント
	200件～299件	AB	28.0 ポイント	0.00 ポイント
	300件～399件	AC	38.0 ポイント	0.00 ポイント
	400件～599件	AD	52.0 ポイント	0.00 ポイント
	600件以上	AE	72.0 ポイント	0.00 ポイント
	近隣市町村会費受入	AF	5.0 ポイント	0.00 ポイント
	初年度体制整備	AG	20.0 ポイント	0.00 ポイント
ポイント合計				0.00 ポイント

●子育て短期支援事業【ショートステイ・トワイライトステイ】

※ B欄は1人日単位で入力すること。また、評価ポイントは100人日単位の表示となっている。(「児童の送迎を実施」を除く。)

A 欄 (○を記入)	項 目	B 欄 (数字を入力)	評価ポイント	申請ポイント
	・ショートステイ事業の実施	2歳未満児・慢性疾患児 AJ	人日 4.30 ポイント	0.00 ポイント
		2歳以上児 AK	人日 2.35 ポイント	0.00 ポイント
		緊急一時保護 AL	人日 0.80 ポイント	0.00 ポイント
	・トワイライトステイ事業の実施	基本分 AM	人日 0.45 ポイント	0.00 ポイント
		宿泊分 AN	人日 0.45 ポイント	0.00 ポイント
		休日デイサービス分 AO	人日 1.00 ポイント	0.00 ポイント
		児童の送迎を実施 AP	か所 0.30 ポイント	0.00 ポイント
ポイント合計				0.00 ポイント

●延長保育促進事業

※ 延長保育を実施する民間保育所のか所数

A 欄 (○を記入)	項 目	B 欄 (数字を入力)	評価ポイント	申請ポイント
	・基本分の実施	AT	か所 23.0 ポイント	0.00 ポイント
	・延長時間	30分延長 AU	事業 1.5 ポイント	0.00 ポイント
		1時間延長 AV	事業 7.0 ポイント	0.00 ポイント
		2～3時間延長 AW	事業 11.0 ポイント	0.00 ポイント
		4～5時間延長 AX	事業 23.0 ポイント	0.00 ポイント
		6時間以上延長 AY	事業 27.0 ポイント	0.00 ポイント
ポイント合計				0.00 ポイント

※ 21年度目標値には、延長保育事業を実施する保育所数を入力すること。例えば、同一保育所で開所時間の前及び後ろで延長保育を実施している場合、ポイントはそれぞれ付加するが、当該欄では1か所とカウントする。

評価1会計ポイント 0.00 ポイント

＜評価2＞

Table with columns: A欄 (OE入力), 項目, B欄 (F1又は数字を入力), 評価ポイント, 申請ポイント. Rows include: ●へき地保育事業, ●家庭支援推進保育事業, ●地域における仕事と生活の調和推進事業, ●子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業.

＜評価3＞ その他、創意工夫のある取組について実施している場合のみ記入する

●その他、創意工夫のある取組について
総人口: []人 児童人口(0歳以上18歳未満): []人
※平成20年4月1日現在(もしくは3月31日現在)

【評価3を申請する全市町村教委回答】平成20年度中に要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む)が設置されているか、あてはまるほうに○をつける。

OK [] 設置されている
G1 [] 設置されていない

【評価3を申請する町村のみ要回答】福祉事務所を設置しているか、あてはまるほうに○をつける。

MA [] 設置している
DN [] 設置していない

※市及び福祉事務所を設置する町村において、平成20年度中に要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む。)が設置されている場合には、評価3のその他事業に要するすべての経費について、交付の対象としないものとする。

※以下に掲げる項目のうち、実施する取組には、○を記入すること。

※随時随時地方応援プログラムについては、「平成20年4月1日児童発達支援等労働者雇用均等・児童家庭局長通知」次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準についての3(2)を参照

Table with columns: 交付金対象事業として実施(OE入力), 随時随時地方応援プログラムで実施(OE入力), 取組の内容. Rows include: 安心して子どもを育てることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供, 老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進, 要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを除く)の設置・運営, 子どもたち本人からの電話相談等への対応, 食育の推進, 家庭内等における子どもの事故防止対策の推進, 思春期保健対策等の推進, その他創意工夫のある取組

※現段階ではその他の事業を7項目中3項目以上実施していても、随時随時地方応援プログラムにおいて7項目のいずれかを実施していても加算は反映されていないポイント数が表示されます。

評価3合計ポイント BG 0.00 ポイント
総合ポイント BP 0.00 ポイント

＜評価2＞

Table with columns: A欄 (OE入力), 項目, B欄 (F1又は数字を入力), 評価ポイント, 申請ポイント. Rows include: ●へき地保育事業, ●家庭支援推進保育事業, ●次世代育成支援人材養成事業, ●子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業.

＜評価3＞ その他、創意工夫のある取組について実施している場合のみ記入する。

●その他、創意工夫のある取組について
総人口: []人 児童人口(0歳以上18歳未満): []人
※平成21年4月1日現在(もしくは3月31日現在)

【評価3を申請する全市町村教委回答】平成21年度中に要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む)が設置されているか、あてはまるほうに○をつける。

BV [] 設置されている
BW [] 設置されていない

【評価3を申請する町村のみ要回答】福祉事務所を設置しているか、あてはまるほうに○をつける。

BX [] 設置している
BY [] 設置していない

※市及び福祉事務所を設置する町村において、平成21年度中に要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む。)が設置されている場合には、評価3のその他事業に要するすべての経費について、交付の対象としないものとする。

※以下に掲げる項目のうち、実施する取組には、○を記入すること。

※随時随時地方応援プログラムについては、「平成20年11月28日児童発達支援等労働者雇用均等・児童家庭局長通知」次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準についての3(2)を参照

Table with columns: 交付金対象事業として実施(OE入力), 随時随時地方応援プログラムで実施(OE入力), 取組の内容. Rows include: 安心して子どもを育てることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供, 老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進, 要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを除く)の設置・運営, 子どもたち本人からの電話相談等への対応, 食育の推進, 家庭内等における子どもの事故防止対策の推進, 思春期保健対策等の推進, その他創意工夫のある取組

※現段階ではその他の事業を7項目中3項目以上実施していても、随時随時地方応援プログラムにおいて7項目のいずれかを実施していても加算は反映されていないポイント数が表示されます。

評価3合計ポイント CB 0.00 ポイント
総合ポイント CC 0.00 ポイント

平成20年度

● 予算措置状況確認表(必須入力項目)

実施する各事業の事業費、寄付金その他の収入額を記入してください。

(単位:千円)

事業名	交付対象事業の収入額		寄付金その他の収入額		交付対象事業の支出予定総額(差引額A-B)	
	A	B	C	D	E	F
生後4か月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	BS	BT	BU		0千円	
育児支援家庭訪問事業	BV	BW	BX		0千円	
ファミリー・サポート・センター事業	BY	BC	CA		0千円	
子育て短期支援事業	CB	CC	CD		0千円	
延長保育促進事業	CE	CF	CG		0千円	
へき地保育事業	CH	CI	CJ		0千円	
家庭支援推進保育事業	CK	CL	CM		0千円	
地域における仕事と生活の調和推進事業	CN	CO	CP		0千円	
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	CQ	CR	CS		0千円	
安心して子どもを生み育てることができる社会について 地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供	CT	CU	CV		0千円	
老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、 交流の促進	CW	CX	CY		0千円	
要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを除く) の設置・運営	CZ	DA	DB		0千円	
子どもたち本人からの電話相談等への対応	DC	DD	DE		0千円	
食育の推進	DF	DG	DH		0千円	
家庭内等における子どもの事故防止対策の推進	DI	DJ	DK		0千円	
思春期保健対策等の推進	DL	DM	DN		0千円	
その他創意工夫のある取組 <small>(評価1～3以外の創意工夫のある取組にかかる事業費を合算)</small>	DO	DP	DQ		0千円	
合計		0千円	0千円		0千円	0千円

※DR欄の金額は予算書(抄本)の交付金該当部分の合計額と一致しているはずですが、必ず確認してください。

平成21年度

● 予算措置状況確認表(必須入力項目)

実施する各事業の事業費、寄付金その他の収入額を記入してください。

(単位:千円)

事業名	交付対象事業の収入額		寄付金その他の収入額		交付対象事業の支出予定総額(差引額A-B)	
	A	B	C	D	E	F
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	CO	CE	CF		0千円	
養育支援訪問事業	CG	CH	CI		0千円	
ファミリー・サポート・センター事業	CJ	CK	CL		0千円	
子育て短期支援事業	CM	CN	CO		0千円	
延長保育促進事業	CP	CQ	CR		0千円	
へき地保育事業	CS	CT	CU		0千円	
家庭支援推進保育事業	CV	CW	CX		0千円	
次世代育成支援人材養成事業	CY	CZ	DA		0千円	
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	DB	DC	DD		0千円	
安心して子どもを生み育てることができる社会について 地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供	DE	DF	DG		0千円	
老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、 交流の促進	DH	DI	DJ		0千円	
要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを除く) の設置・運営	DK	DL	DM		0千円	
子どもたち本人からの電話相談等への対応	DN	DO	DP		0千円	
食育の推進	DQ	DR	DS		0千円	
家庭内等における子どもの事故防止対策の推進	DT	DU	DV		0千円	
思春期保健対策等の推進	DW	DX	DY		0千円	
その他創意工夫のある取組 <small>(評価1～3以外の創意工夫のある取組にかかる事業費を合算)</small>	DZ	EA	EB		0千円	
合計		0千円	0千円		0千円	0千円

※DR欄の金額は予算書(抄本)の交付金該当部分の合計額と一致しているはずですが、必ず確認してください。

平成20年度

● 最後に平成20年度事前協議時の状況を記入してください。(必須入力項目)

平成20年度事前協議時 総合ポイント	平成20年度内示額 単位：円	平成20年度交付申請額 単位：円
Dv	Dw	Dx

※必須入力

- ※1欄は平成20年度の事前協議時の(評価1)～(評価3)までの総合ポイントを記入してください。
- 平成20年度の事前協議の様式で算出された、「総合ポイント」欄のポイントをそのまま記入してください。
- ※2欄は平成20年11月〇〇日付内示書に記載されている金額を記入してください。
- ※3欄は平成20年度に申請する交付申請額を記入してください。

チェック用

1 F欄に記入ありの場合はH欄が空欄になっているか、H欄入力ありの場合はF欄が空欄になっているか。	UY	OK
2 G欄に記入ありの場合はI欄が空欄になっているか、I欄入力ありの場合はG欄が空欄になっているか。	DZ	OK
3 F≧Gになっているか。	EA	OK
4 H≧Iになっているか。	EB	OK
5 F欄に記入ありの場合、G欄、K欄及I(欄)にも1件以上の件数が入力されているか。	EC	OK
6 G欄～U欄は、委員数に応じて、いずれか1つの欄のみ入力する。実施しない場合は空欄になる。	ED	OK
7 V欄、W欄は支部が設置されている場合はいずれか1つの欄のみ入力する。支部が設置されていない場合は空欄になる。	EE	OK
8 AJ欄が「0」以外の場合、AI欄に入力があるか。	EF	OK
9 AK欄≧AI欄になっているか。	EG	OK
10 BB欄、BD欄、BF欄のいずれかに記入ありの場合(複数記載もあり)、AX欄、AZ欄のどちらかに記載があるか。	EH	OK
11 BB欄、BD欄、BF欄は「1」か空欄のみ。	EI	OK
12 BK欄、BL欄はいずれか1つの欄のみ入力する。	EJ	OK
13 BM欄、BN欄はいずれか1つの欄のみ入力する。	EK	OK
14 BL欄が「0」かつBM欄が「0」の場合、BQ欄は必ず「0.00」になっている。	EL	OK
15 J欄にポイントが入っていたら、BU欄が1千円以上か。	EM	OK
16 N欄にポイントが入っていたら、BX欄が1千円以上か。	EN	OK
17 Y欄にポイントが入っていたら、CA欄が1千円以上か。	EO	OK
18 AH欄にポイントが入っていたら、CG欄が1千円以上か。	EP	OK
19 AQ欄にポイントが入っていたら、CE欄が1千円以上か。	EQ	OK
20 AS欄にポイントが入っていたら、CJ欄が1千円以上か。	ER	OK
21 AU欄にポイントが入っていたら、CM欄が1千円以上か。	ES	OK
22 AW欄にポイントが入っていたら、CP欄が1千円以上か。	ET	OK
23 AY又はBA欄にポイントが入っていたら、CS欄が1千円以上か。	EU	OK
24 a欄かb欄にOが入力されていたら、CV欄が1千円以上か。	EV	OK
25 a欄かb欄にOが入力されていたら、CY欄が1千円以上か。	EW	OK
26 a欄かb欄にOが入力されていたら、DB欄が1千円以上か。	EX	OK
27 a欄かb欄にOが入力されていたら、DE欄が1千円以上か。	EY	OK
28 a欄かb欄にOが入力されていたら、DH欄が1千円以上か。	EZ	OK
29 a欄かb欄にOが入力されていたら、DK欄が1千円以上か。	FA	OK
30 a欄かb欄にOが入力されていたら、DN欄が1千円以上か。	FB	OK
31 a欄にOが入力されていたら、DO欄が1千円以上か。	FC	OK
32 必須入力欄のDR、DS、DT、DV、DW、DX欄が全て入力されているか。	FD	OK

※Jは入力欄が「0」と表示されず、必ず5桁を入力すると「OK」になります

平成21年度

● 最後に平成21年度事前協議時の状況を記入してください。(必須入力項目)

平成21年度事前協議時 総合ポイント	平成21年度内示額 単位：円	平成21年度交付申請額 単位：円
Ef	Eg	Uf

※必須入力

- ※1欄は平成21年度の事前協議時の(評価1)～(評価3)までの総合ポイントを記入してください。
- 平成21年度の事前協議の様式で算出された、「総合ポイント」欄のポイントをそのまま記入してください。
- ※2欄は内示書に記載されている金額を記入してください。
- ※3欄は平成21年度に申請する交付申請額を記入してください。

チェック用

1 F欄に記入ありの場合はH欄が空欄になっているか、H欄入力ありの場合はF欄が空欄になっているか。	EI	OK
2 G欄に記入ありの場合はI欄が空欄になっているか、I欄入力ありの場合はG欄が空欄になっているか。	EJ	OK
3 F≧Gになっているか。	EK	OK
4 H≧Iになっているか。	EL	OK
5 F欄に記入ありの場合、G欄、K欄及I(欄)にも1件以上の件数が入力されているか。	EM	OK
6 G欄～U欄は、委員数に応じて、いずれか1つの欄のみ入力する。実施しない場合は空欄になる。	EN	OK
7 V欄、W欄は支部が設置されている場合はいずれか1つの欄のみ入力する。支部が設置されていない場合は空欄になる。	EO	OK
8 AS欄が「0」以外の場合、AR欄に入力があるか。	EP	OK
9 AI欄≧AR欄になっているか。	EQ	OK
10 BM欄、BO欄、BO欄のいずれかに記入ありの場合(複数記載もあり)、BI欄、BK欄のどちらか又は両方に記載があるか。	ER	OK
11 BM欄、BO欄、BO欄は「1」か空欄のみ。	ES	OK
12 BV欄、BW欄はいずれか1つの欄のみ入力する。	ET	OK
13 BX欄、BY欄はいずれか1つの欄のみ入力する。	EU	OK
14 BW欄が「0」かつBX欄が「0」の場合、CB欄は必ず「0.00」になっている。	EV	OK
15 J欄にポイントが入っていたら、CF欄が1千円以上か。	EW	OK
16 N欄にポイントが入っていたら、CH欄が1千円以上か。	EX	OK
17 Y欄にポイントが入っていたら、CI欄が1千円以上か。	EY	OK
18 AQ欄にポイントが入っていたら、CO欄が1千円以上か。	EZ	OK
19 AZ欄にポイントが入っていたら、CR欄が1千円以上か。	FA	OK
20 BB欄にポイントが入っていたら、CJ欄が1千円以上か。	FB	OK
21 BO欄にポイントが入っていたら、CX欄が1千円以上か。	FC	OK
22 BF又はBH欄にポイントが入っていたら、DA欄が1千円以上か。	FD	OK
23 BJ又はBL欄にポイントが入っていたら、DD欄が1千円以上か。	FE	OK
24 a欄かb欄にOが入力されていたら、DG欄が1千円以上か。	FF	OK
25 a欄かb欄にOが入力されていたら、DJ欄が1千円以上か。	FG	OK
26 a欄かb欄にOが入力されていたら、DM欄が1千円以上か。	FH	OK
27 a欄かb欄にOが入力されていたら、DP欄が1千円以上か。	FI	OK
28 a欄かb欄にOが入力されていたら、DS欄が1千円以上か。	FJ	OK
29 a欄かb欄にOが入力されていたら、DV欄が1千円以上か。	FK	OK
30 a欄かb欄にOが入力されていたら、DY欄が1千円以上か。	FL	OK
31 a欄にOが入力されていたら、EB欄が1千円以上か。	FM	OK
32 必須入力欄のEG、ED、EE、EF、EG、EF欄が全て入力されているか。	FN	OK

※Jは入力欄が「0」と表示されず、必ず5桁を入力すると「OK」になります

平成20年度

平成21年度

別表3

平成 年度次世代育成支援対策交付金事業計画書

別表3

平成 年度次世代育成支援対策交付金事業計画書

1. 特定事業

(1) 生後4か月までの全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)

市町村名	事業開始年月日 平成 年 月 日	実施方法(運営・委託の別) 委託の場合は委託先	
生後4か月までの全ての家庭を訪問するための実施計画 平成19年度(実績) 平成20年度(計画) 平成21年度(計画) 家庭訪問対象全家庭数(a) 家庭訪問対象全家庭数(a) 家庭訪問対象全家庭数(a)			
生後4か月までの全戸訪問事業による家庭訪問数(1) うち、新生児訪問指導等と 同時に実施(再掲)(c)		生後4か月までの全戸訪問事業による家庭訪問数(2) うち、新生児訪問指導等と 同時に実施(再掲)(c)	
(件) (b/a)(%)	(件) (c/a)(%)	(件) (d/a)(%)	(件) (e/a)(%)
要保護児童対策地域協議会又は虐待防止ネットワークの設置状況 地域協議会を設置 ・ 虐待防止ネットワークを設置 ・ いずれも設置なし		育児支援家庭訪問事業のうち、育児・家事の援助と育児支援に関する技術的援助をいづれも実施 実施あり ・ 実施なし	
訪問実施者(例:保健師、子育て経験者など)		訪問者の区分(市町村職員、嘱託・臨時職員、受嘱、委託(個人)など)	
研修(講習)	【必須事項】 回数 回予定	ケース対応会議 開催の有無 開催あり・開催なし 回数 回予定	広報の方法 実施の有無 実施あり・実施なし
研修(講習)内容	会議メンバー	広報の方法	
実施計画の策定の考え方		訪問できなかった場合の対応	

<記載事項>

- 「生後4か月までの全ての家庭を訪問するための実施計画」欄は、最終年度(平成21年度)のカーブ(対象家庭に対する訪問実績)が100%となるように計画すること。
- 「家庭訪問対象全家庭数」欄は、当該年度の出生児数などから、全戸訪問事業の対象となり得るすべての家庭数を計上すること。
- 平成20年度から事業を開始する市町村においては、「生後4か月までの全ての家庭を訪問するための実施計画」欄の平成19年度のすべての欄について、「-」とすること。
- 「実施計画の策定の考え方」欄は、どのように家庭訪問数(訪問率)等の実施計画を策定したのかを記述すること。
- 「訪問できなかった場合の対応」欄は、家庭の都合や訪問の拒否等により訪問できなかった場合に、その後、どのような対応を行うこととしているのかを記述すること。

1. 特定事業

(1) 乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)

市町村名	事業開始年月日 平成 年 月 日	実施方法(運営・委託の別) 委託の場合は委託先					
生後4か月までの全ての家庭を訪問するための実施計画(平成21年度計画)		訪問者実人数					
家庭訪問対象全家庭数(a)		保健師、 助産師、 看護師	保育士	母子保健推進員、 教育所員、 民生(児童)委員	子育て経験者	その他	合計
乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数(b)							
うち、新生児訪問指導等と同時に実施(再掲)(c)		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
(件) (b/a)(%)	(件) (c/a)(%)	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0
以下の(1)~(3)について、該当する枠内に○を記入							
(1)研修 実施あり	(2)ケース対応会議 開催あり	(3)育児支援訪問事業のうち、育児・家事援助と専門的相談支援をいづれも実施 実施あり					
※研修を実施しない場合は本事業の対象とならない。	開催なし	実施なし					

- (注1)「家庭訪問対象全家庭数(a)」は、当該年度の出生児数などから、全戸訪問事業の対象となり得るすべての家庭数を計上すること。
 (注2)「訪問者実人数」は、本事業の訪問を実施する人数を計上すること。

平成20年度

(2) 育児支援家庭訪問事業

市町村名	主管課			中核機関名	訪問実家庭数			
	児童福祉	母子保健	その他		育児・家事等の援助	育児支援に関する技術的援助	分娩に関わった産科医療機関の助産師等が行う訪問支援	合計
(委託の場合は委託先)	A	B	C	D	E (か所)	F (か所)	G (か所)	H=(E+F+G) (か所)
()								0

訪問延件数				訪問支援者実人数					
育児・家事等の援助	育児支援に関する技術的援助	分娩に関わった産科医療機関の助産師等が行う訪問支援	合計	育児・家事等の援助					合計
				ヘルパー、子育てOB等	保育士等	保健師、助産師、看護師等	理学療法士、心理療法士等	産科医療機関の助産師等	
I (件)	J (件)	K (件)	L=(I+J+K) (件)	M (人)	N (人)	O (人)	P (人)	Q (人)	R=(M+N+O+P+Q) (人)
			0						0

《記載要領》

- A, B, C: 該当箇所「○」を記入する。なお、「C」については、「A」、「B」以外である場合だけでなく、両者が結合された範囲である場合も該当。
- D: 「中核機関」とは、情報の収集やそれに基づき訪問対象者及び支援内容の決定等を行うための中核となる機関のことをいう。
- E, F, G: 訪問の対象と判断された家庭数を記入する。なお、訪問支援を実施した後の評価により、一般子育て支援サービスを紹介することで対応できると判断された後、再び本事業に基づく訪問支援の対象となった場合は、重複してカウントする。
- H: 訪問の対象と判断された家庭数を記入する。なお、訪問支援を実施した後の評価により、一般子育て支援サービスを紹介することで対応できると判断された後、再び本事業に基づく訪問支援の対象となった場合は、重複してカウントする。また、「H」においては、分娩に関わった産科医療機関の助産師等（保健師、助産師、看護師、医療ソーシャルワーカー等）が行う訪問支援を計上する。
- I, J, K: 訪問支援の延件数を記入する。
- M-Q: 訪問支援を実施している支援者数を労働時間せずに計上する。

平成21年度

(2) 養育支援訪問事業

市町村名	訪問実家庭数				訪問延件数			
	育児・家事援助	専門的相談支援	分娩に関わった産科医療機関の助産師等が行う訪問支援	合計	育児・家事援助	専門的相談支援	分娩に関わった産科医療機関の助産師等が行う訪問支援	合計
(委託の場合は委託先)	A (か所)	B (か所)	C (か所)	(か所)	D (件)	E (件)	F (件)	(件)
()				0				0

訪問支援者実人数						以下の(1)(2)について該当する太枠内に○を記入	
育児・家事援助	専門的相談支援				合計	(1) 中核機関	指定有り
	ヘルパー、子育てOB等	保育士等	保健師、助産師、看護師等	理学療法士、心理療法士等			
G (人)	H (人)	I (人)	J (人)	K (人)	(人)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
					0	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※中核機関を定めない場合、及び、研修を実施しない場合は本事業の対象とならない。

- (注1) A-Gについては、訪問の対象と判断された家庭数を記入する。なお、訪問支援を実施した後の評価により、一般子育て支援サービスを紹介することで対応できると判断された後、再び本事業に基づく訪問支援の対象となった場合は、重複してカウントすること。
- (注2) D-Fについては、訪問支援を実施する人数を労働時間せずに計上すること。
- (注3) G-Kについては、分娩に関わった産科医療機関の助産師等（保健師、助産師、看護師、医療ソーシャルワーカー等）が行う訪問支援を計上すること。
- (注4) Kについては、分娩に関わった産科医療機関の助産師等（保健師、助産師、看護師、医療ソーシャルワーカー等）が行う訪問支援を計上すること。
- (注5) 「中核機関」とは、情報の収集やそれに基づき訪問対象者及び支援内容の決定等を行うための中核となる機関のことをいう。

(3)ファミリー・サポート・センター事業

○ファミリー・サポート・センターの概要

① 名称(本部)				⑥ 本年度末会員数(見込み) ※注2
② 設立(予定)年月日(本部)	平成	年	月	日
③ 運営方法(本部)	直営	委託(委託先)	補助(補助先)	合計(a+b+c) 人
④ アドバイザーの配置人数(本部+支部)				うち提供会員…a 人
⑤ サブリーダーの配置人数(本部+支部)				うち依頼会員…b 人
				うち両方会員…c 人

(支部数) (か所)

○事業内容

チェック欄(太線の枠内に○を入れてください。)

【センター業務について】

① 会員の募集、登録その他の会員組織業務	② 相互援助活動の調整等
③ 会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催	④ 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催
⑤ 子育て支援関連施設・事業(乳児院、保育所、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業、児童館等)との連携調整	

【当該センターで取り扱う相互援助活動の取組内容について】

① 保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり	② 保育施設までの送迎
③ 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり	④ 学校の放課後の子どもの預かり
⑤ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり	⑥ 買い物等外出の際の子どもの預かり

※その他にあれば、下記欄に記載してください。

複数預かりの実施(兄弟姉妹を除く。)

※ ただし、援助を行いたい者と援助を受けたい者との間で合意があり、かつ、アドバイザーが調整を行う際に安全な預かりの実施に留意するなどの取組がある場合。

※注1 該当するものを○で囲み、委託・補助の場合は委託・補助先を記入すること。

※注2 本部と支部の合計の会員数を記入すること。

(3)ファミリー・サポート・センター事業

運営方法(A)	支部数(B)	センター開設時間(C)	職員配置(D)		会員数(E)(本年度末)			
			アドバイザー	ワーカー	提供会員	依頼会員	両方会員	合計
① 直営・委託・補助 (委託・補助先)	(か所)	(時間)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
② 直営・委託・補助 (委託・補助先)								

該当箇所○を記入する。

① 基本事業	② 病児・緊急対応強化モデル事業
センター業務	センター業務
① 会員の募集、登録その他の会員組織業務	① 病児・病後児の預かり等に必要知識を付与する講習会の開催
② 相互援助活動の調整等	② 医療機関との連携体制の整備(医療アドバイザー・協力医療機関の選定)
③ 会員に対して相互援助活動に必要な知識を付与する講習会の開催	③ 依頼の受付・調整体制の強化
	【依頼受付時間(時間) ~ 】※1
	④ 近隣市町村会員の受け入れ
活動内容	活動内容
① 保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり	① 病児・病後児の預かり
② 保育施設までの送迎	② 宿泊を伴う預かり
③ 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり	③ その他(早朝・夜間等の緊急時の預かりなど)
④ 学校の放課後の子どもの預かり	④ 上記に伴う保育施設、病児・病後児保育施設、自宅等間の送迎
⑤ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり	
⑥ 買い物等外出の際の子どもの預かり	
⑦ 複数預かりの実施(兄弟姉妹を除く) ※2	

(注) 1. ①、②両事業を実施する場合は、(C)は、①について、(D)～(E)は①、②の合計数を記載すること。

2. ②の事業を実施する事務所等は、(B)支部数には含まない。

3. ※1 依頼の受付・調整を行う1日当たりの時間数と時間帯を記入すること。

4. ※2 提供会員と依頼会員の間で合意があり、かつ、アドバイザーが調整を行う際に安全な預かりの実施に留意するなどの取組がある場合。

平成20年度

(4) 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業担当者
連絡先

ア 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

施設種別	施設名 (委託先)	所在地	利用予定児童数(人日)			備考
			2歳未満児	2歳以上児	児童・児童等の人数	
1						保育士・児童等の 登録人数
2						登録者の資格内訳 保育士 人 児童 人 その他 人
3						
4						
5						
6						
7						
8						

(注1) 事業を委託している場合、その委託先を施設名の下記()に記載すること。
(注2) 児童・保育士等に委託し事業を実施する場合は、施設種別欄に「児童・保育士等」と記入し、施設名・所在地欄の記入は不要である。

イ 夜間看護等(トワイライトステイ)事業

施設種別	施設名 (委託先)	所在地	利用予定児童数(人日)			児童の送迎の実施	備考
			夜間看護分 基本分	宿泊分	休日預かり		
1						有・無	保育士・児童等の 登録人数
2						有・無	登録者の資格内訳 保育士 人 児童 人 その他 人
3						有・無	
4						有・無	
5						有・無	
6						有・無	
7						有・無	
8						有・無	

(注1) 事業を委託している場合、その委託先を施設名の下記()に記載すること。
(注2) 児童・保育士等に委託し事業を実施する場合は、施設種別欄に「児童・保育士等」と記入し、施設名・所在地欄の記入は不要である。

平成21年度

(4) 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業担当者
連絡先

ア 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

施設種別	施設名 (委託先)	所在地	利用予定児童数(人日)			備考
			2歳未満児	2歳以上児	児童・児童等の人数	
1						保育士・児童等の 登録人数
2						登録者の資格内訳 保育士 人 児童 人 その他 人
3						
4						
5						
6						
7						
8						

(注1)「施設種別」欄には、児童看護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、児童、保育士等を記載すること。
(注2)「委託先」は、市町村が事業を委託する場合に記載すること。
(注3)「所在地」欄には、施設の住所を記載すること。
(注4) 児童や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、「施設種別」欄には「児童」や「保育士」等と記入するとともに、「施設名」、「所在地」欄には委託元の実施施設名等を記入すること。

イ 夜間看護等(トワイライトステイ)事業

施設種別	施設名 (委託先)	所在地	利用予定児童数(人日)			児童の送迎の実施	備考
			夜間看護分 基本分	宿泊分	休日預かり		
1						有・無	保育士・児童等の 登録人数
2						有・無	登録者の資格内訳 保育士 人 児童 人 その他 人
3						有・無	
4						有・無	
5						有・無	
6						有・無	
7						有・無	
8						有・無	

(注1)「施設種別」欄には、児童看護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、児童、保育士等を記載すること。
(注2)「委託先」は、市町村が事業を委託する場合に記載すること。
(注3)「所在地」欄には、施設の住所を記載すること。
(注4) 児童や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、「施設種別」欄には「児童」や「保育士」等と記入するとともに、「施設名」、「所在地」欄には委託元の実施施設名等を記入すること。

(5) 延長保育促進事業

*民間保育所のみ

設置主体	実施場所	定員	年間事業月数	開所時間 (時間数)	延長を含めた開所時間 (時間数)	延長時間 (評価基準に基づく)		平均対象児童数	職員の配置	
						前	後		延長保育推進事業	延長保育事業
1 私				時～時 (11時間)	時～時 (時間)	前	後	人	人	人
2 私				時～時 (11時間)	時～時 (時間)	前	後	人	人	人
3 私				時～時 (11時間)	時～時 (時間)	前	後	人	人	人
4 私				時～時 (11時間)	時～時 (時間)	前	後	人	人	人
5 私				時～時 (11時間)	時～時 (時間)	前	後	人	人	人

<合計表>

実施か所数	事業数
() か所	30分延長 事業
	1時間延長 事業
	2時間延長 事業
	3時間延長 事業
うち、延長保育推進事業(基本分)	4時間延長 事業
申請か所数	5時間延長 事業
() か所	6時間延長 事業
	7時間延長 事業
	合計 事業

<記入上の注意>

- 白欄は、保育所の定員(一時保育の定員ではない)を記入すること。
- D欄は、延長保育時間を含めない、基本開所時間を24時間表記で記入すること。
- E欄は、延長保育時間を含めた総開所時間を24時間表記で記入すること。
- F欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の②のイに基づき延長時間を記入すること。
- G欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の②のイに基づき平均対象児童数を記入すること。
- H欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の③のアを申請する施設のみ、その要件である最低基準及びその他の補助金等の配置基準に規定する保育士のほかに加配する保育士数を記入すること。
- I欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の③のイのために配置される保育士数を記入すること。
- J欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の③のイに基づき延長保育事業を実施する施設数を記入すること。
- K欄は、それぞれの延長時間ごとに、前及び後の数を足した総数を記入すること。

(5) 延長保育促進事業

設置主体	実施場所	年間事業月数	開所時間 (11時間)	延長を含めた 開所時間(時間数)		延長時間 (評価基準に基づく)		平均対象児童数	職員の配置	
				前	後	前	後		延長保育 推進事業	延長保育事業
1 私			時～時 (11時間)	時～時 (時間)	前	後	人	人	人	人
2 私			時～時 (11時間)	時～時 (時間)	前	後	人	人	人	人
3 私			時～時 (11時間)	時～時 (時間)	前	後	人	人	人	人
4 私			時～時 (11時間)	時～時 (時間)	前	後	人	人	人	人
5 私			時～時 (11時間)	時～時 (時間)	前	後	人	人	人	人
合計										

<合計表>

実施か所数	事業数
() か所	30分延長 事業
	1時間延長 事業
	2時間延長 事業
	3時間延長 事業
うち、延長保育推進事業	4時間延長 事業
(基本分)実施か所数	5時間延長 事業
() か所	6時間延長 事業
	7時間延長 事業
合計 0 か所	合計 0 事業

※【参考】事業の種類・延長時間の区分と評価の考え方
 延長保育促進事業(基本分)・・・11時間の開所時間の地割、総額に保育士を加配
 延長保育事業(加算分)・・・11時間の開所時間の前後に、30分以上の延長保育を実施
 「前」「後」それぞれ1事業とカウントする。
 30分以上の延長かつ平均対象児童数が1人以上
 1時間以上の延長かつ平均対象児童数が6人以上
 2時間以上の延長かつ平均対象児童数が3人以上
 (例1) 「実延長が1時間で平均対象児童数が2人」という場合
 (例2) 「実延長が2時間で平均対象児童数が2人」という場合
 →1時間の要件を満たすか、又は30分に該当

<記入上の注意>

- D欄は、延長保育時間を含めない、基本開所時間を24時間表記で記入すること。
- E欄は、延長保育時間を含めた総開所時間を24時間表記で記入すること。
- F欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の②のイに基づき延長時間を記入すること。
- G欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の②のイに基づき平均対象児童数を記入すること。
- H欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の③のアを実施した施設のみ、その要件である最低基準及びその他の補助金等の配置基準に規定する保育士のほかに加配した保育士数を記入すること。(必ず1人以上)
- I欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の③のイのために加配された保育士数を記入すること。(必ず2人以上)
- J欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の③のイに基づき延長保育事業を実施した施設数を記入すること。
- K欄は、それぞれの延長時間ごとに、前及び後の数を足した総数を記入すること。

平成20年度

2. その他の事業
(1)へき地保育

係	保育所名 〔委託先〕	年間 事業月数	定員	設置 場所	1日あたり 平均入所児童数			職員数			備考
					平成 19年度	平成 20年度	平成 20年度	保育士 A	その他 B	計 (A+B)	
1	委託先										
2	委託先										
3	委託先										
4	委託先										
5	委託先										
合 計											

合 計 〇 〇 〇 〇 〇 〇

(注)「設置場所」欄は、平成20年〇月〇日雇児給第〇〇〇〇〇〇〇〇号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」の2.(1)及び(4)のa～dのうち該当する記号を記入すること。

平成21年度

2. その他の事業
(1)へき地保育

係	保育所名 〔委託先〕	年間 事業月数	定員	設置 場所	1日あたり 平均入所児童数			職員数			備考
					平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	保育士 A	その他 B	計 (A+B)	
1	委託先										
2	委託先										
3	委託先										
4	委託先										
5	委託先										
合 計					0	0	0	0	0	0	

<記入上の注意>

- 1 「委託先」欄は「〇〇〇〇〇〇〇」の29H、委託先団体等の名称を記入すること。
- 2 「設置場所」欄は、平成20年11月28日雇児給第112800号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」2の(1)及び(4)のa～dのうち該当する記号を記入すること。
- 3 「1日あたり平均入所児童数」欄は、平成19年から平成20年のいずれかが10人以上であるか確認すること。
- 4 「職員数」欄は、A及びB、Cの3以上となっているか確認すること。

平成20年度

(2)家庭支援推進保育事業

設置主体	保育所名 (委託又は補助先)	年間 事業月数	加配 保育士数	対象児童 入所率	備考
1	委託・補助 []				
2	委託・補助 []				
3	委託・補助 []				
4	委託・補助 []				
5	委託・補助 []				

合計	公	か所	民	か所
----	---	----	---	----

- (注) 1. 保育所ごとに記載のこと。
 2. 「設置主体」欄は、施設の種類が市町村の場合は「公」、社会福祉法人等の場合は「私」と記入すること。
 3. 「加配保育士数」欄は、本事業の要件である最低基準及びその他の補助金の配置基準に規定する保育士の他に加配する保育士数を記載すること。
 4. 「対象児童入所率」欄は、当該保育所毎に本事業の対象児童数を入所児童数の総数で除した数字を小数点以下第1位まで記載すること。

平成21年度

(2)家庭支援推進保育事業

設置主体 [公又は私]	保育所名 [委託又は補助先]	対象児童 入所率	加配 保育士数	年間 事業月数	備考
1 公・私	委託・補助 []	%	人	月	
2 公・私	委託・補助 []				
3 公・私	委託・補助 []				
4 公・私	委託・補助 []				
5 公・私	委託・補助 []				
6 公・私	委託・補助 []				
合計	公		0	0	
	私				

<記入上の注意>

1. 保育所ごとに記載のこと。
2. 設置主体[公又は私]欄は、どちらかに○をつけること。
3. 保育所名[委託又は補助先]欄は、保育所名を記載の上、委託・補助どちらかに○をつけ、「〇〇法人〇〇会」のように、委託先団体等の名称を記入すること。
4. 「対象児童入所率」欄は、当該保育所毎に本事業の対象児童数を入所児童数の総数で除した数字を小数点以下第1位まで記載すること。(必ず40%以上)
5. 「加配保育士数」欄は、本事業の要件である最低基準及びその他の補助金の配置基準に規定する保育士の他に加配した保育士数を記載すること。(必ず1人以上)

平成20年度

(3) 地域における仕事と生活の調和推進事業

都道府県名 _____
市町村名 _____

① 連携の場の設置・協働

連携の場の設置有無	連携している主体名(全て記載)
○	

② 取組の企画・検討・実施

事項	内容

③ 情報収集・発信等

事項	内容
ア 情報収集体制の整備	
イ 収集情報の内容	【シンポジウム等の開催による情報発信等】
ウ 情報発信・PR	【印刷物の配布による情報発信等】

平成21年度

(3) 次世代育成支援人材養成事業

都道府県名 _____
市町村名 _____

① コーディネーター養成研修

実施の有無 ※実施する場合○をつける	実施時期	研修時間数(時間)	養成人数	配置先
	月 日 ~ 月 日			

② スタッフ養成研修

実施の有無 ※実施する場合○をつける	実施時期	研修時間数(時間)	養成人数	配置先
	月 日 ~ 月 日			

平成20年度

(4) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

市町村名: _____

○要保護児童対策調整機関の職員配置状況

・平成20年4月1日現在

	児童福祉司の任用 資格を有する者	左記以外	合 計
専任職員	人	人	人
兼任職員	人	人	人

・平成21年3月31日予定

	児童福祉司の任用 資格を有する者	左記以外	合 計
専任職員	人	人	人
兼任職員	人	人	人

① 基本事業

	A	B	C
	実施の有無	研修人数(人)	研修の名称、実施機関、研修内容
ア 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講 (配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合)			
イ 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修 (配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合)			

② 付加的事業(基本事業の実施が要件)

	A	B
	実施の有無	取 組 内 容
ア 地域ネットワーク構成員のレベルアップを図る取組		
イ 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組		
ウ 地域住民への周知を図る取組		

(記入上の留意点)

- 1: 取組を実施する場合には、A欄に○をつけること。
- 2: ①の基本事業は、専任の職員を配置していなければ対象にならないこと。
- 3: ②の付加的事業は、①の基本事業を実施が要件であること。

平成21年度

(4) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

市町村名: _____

①要保護児童対策調整機関の職員配置状況

・平成21年4月1日現在

	児童福祉司の任用 資格を有する者	左記以外	合 計
	人	人	0

・平成22年3月31日予定

	児童福祉司の任用 資格を有する者	左記以外	合 計
	人	人	0

② 基本事業

	A	B	C
	実施の有無	研修人数(人)	研修の名称、実施機関
ア 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講 (配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合)			(名称) (実施機関)
イ 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修 (配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合)			(名称) (実施機関)

③ 付加的事業(基本事業の実施が要件)

	A	B
	実施の有無	取 組 内 容
ア 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組		
イ 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組		
ウ 地域住民への周知を図る取組		

- (注1) 取組を実施する場合には、A欄に○をつけること。
 (注2) 基本事業(②)は、調整機関に職員を配置(①)していなければ対象にならないこと。
 (注3) 付加的事業(③)は、基本事業(②)の実施が要件であること。

3. その他の事業(地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供等を行うための取組)

(記載上の注意点)

(1)～(7)について、実施する取組についてA欄に○をつけてください。また、総務省の「頑張る地方応援プログラム」において策定するプロジェクトで、(1)～(7)の取組を実施する場合はB欄にも○をつけてください。

A欄	B欄
	(1)安心して子どもを育てることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供
	(2)老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進
	(3)要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを除く)の設置・運営
	(4)子どもたち本人からの電話相談等への対応
	(5)食育の推進
	(6)家庭内等における子どもの事故防止対策の推進
	(7)思春期保健対策等の推進

以下は、上記(1)～(7)以外のその他の地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供を行うための事業名について記載してください。

※交付申請を行うもの(交付金の対象とする事業)、すべてについて、それぞれ記載してください。

※欄が不足している場合には、行を追加して記入してください。

①	【事業名】
②	【事業名】

3. その他の事業(地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供等を行うための取組)

(記載上の注意点)

※(1)～(7)について、実施する取組についてA欄に○をつけてください。また、総務省の「頑張る地方応援プログラム」において策定するプロジェクトで、(1)～(7)の取組を実施する場合はB欄にも○をつけてください。

※ 事前協議書の提出時に添付していただく市町村行動計画には、以下の取組が記載されている箇所にはマーカーを引き、さらに(1)～(7)のどの取組に該当するのかわかるよう、番号もあわせて記載してください。

A欄	B欄
	(1)安心して子どもを育てることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供
	(2)老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進
	(3)要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを除く)の設置・運営
	(4)子どもたち本人からの電話相談等への対応
	(5)食育の推進
	(6)家庭内等における子どもの事故防止対策の推進
	(7)思春期保健対策等の推進

以下は、上記(1)～(7)以外のその他の地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供を行うための事業名について記載してください。

※交付申請を行うもの(交付金の対象とする事業)、すべてについて、それぞれ記載してください。

※欄が不足している場合には、行を追加して記入してください。

①	【事業名】
②	【事業名】

平成20年度	平成21年度		
<p>4. その他の事業(新待機児童ゼロ作戦に基づく保育等のニーズ調査)</p> <table border="1" data-bbox="219 231 1115 529"> <tr> <td data-bbox="219 231 358 529">具体的な内容</td> <td data-bbox="358 231 1115 529"></td> </tr> </table> <p>(記載上の注意点) ・具体的な取組内容欄には、調査目的・効果、調査事項、調査の手段、調査件数、回収見込み数等できるだけ詳細に記入すること。</p>	具体的な内容		<p>削除</p>
具体的な内容			

平成20年度

別紙様式第2

平成 年度 次世代育成支援対策交付金調書

都道府県名 _____
市区町村名 _____

国	地方公共団体								備考
	歳入				歳出				
	交付決定 の額	千 圓	百 圓	十 圓	千 圓	百 圓	十 圓	円	
歳出千圓科目									
	円	円	円	円	円	円	円	円	

- (注)
1. 「千圓未満」は、歳入にあっては、当初千圓額、補正千圓額等の区分を、歳出にあっては、当初千圓額、補正千圓額、千圓費支出額、費用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
 2. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

平成21年度

別紙様式第2

平成 年度 次世代育成支援対策交付金調書

都道府県名 _____
市区町村名 _____

国	地方公共団体								備考
	歳入				歳出				
	交付決定 の額	千 圓	百 圓	十 圓	千 圓	百 圓	十 圓	円	
歳出千圓科目									
	円	円	円	円	円	円	円	円	

- (注)
1. 「千圓未満」は、歳入にあっては、当初千圓額、補正千圓額等の区分を、歳出にあっては、当初千圓額、補正千圓額、千圓費支出額、費用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
 2. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

平成20年度

平成21年度

別紙様式第3

別紙様式第3

番 号
平成 年 月 日

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

厚生労働大臣 殿

市町村長

市町村長

特別区区長

特別区区長

平成__年度次世代育成支援対策交付金の事業実績報告について

平成__年度次世代育成支援対策交付金の事業実績報告について

標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

1. 平成__年度次世代育成支援対策交付金精算書（別表1）
2. 平成__年度次世代育成支援対策交付金精算額調書（別表2）
3. 平成__年度次世代育成支援対策交付金設備整備実績報告書（別表3）

1. 平成__年度次世代育成支援対策交付金精算書（別表1）
2. 平成__年度次世代育成支援対策交付金精算額調書（別表2）
3. 平成__年度次世代育成支援対策交付金設備整備実績報告書（別表3）

添付書類

- (1) 当該年度の歳入歳出決算（見込）書、抄本
（当該補助事業の支出済額を備考欄に明記すること。）
- (2) その他参考となる資料

添付書類

- (1) 当該年度の歳入歳出決算（見込）書、抄本
（当該補助事業の支出済額を備考欄に明記すること。）
- (2) その他参考となる資料

平成20年度

別表1

平成 年度次世代育成支援対策交付金精算書

区 分	新津府県五 市区町村五									
	交付対象事業の 総事業費	交付金 以外の 収入額	交付対象事業の 支出総額 (差引額A-B)	国庫補助 基本額	厚生労働大臣の 認可付額	国庫補助 所屬額	交付金差額	国庫補助 受入差額	差引額上下差額 (F-H)	
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
【特定事業】	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
生後15月までの定育期間事業			0							
子育て支援型防犯事業			0							
子育て支援型防犯センター事業			0							
子育て短期支援事業			0							
延長保育促進事業			0							
【その他の事業】										
1 地域保育の推進			0							
2 子育て支援型保育の推進			0							
3 地域における社会生活の調和と推進事業			0							
4 子どもを守る地域ネットワーク強化事業			0							
5 地域の特性や創発工夫を踏まえた子育て支援センターの提供等を行う等の取組			0							
小 計	k	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 特別児童養育施設に基づく児童等のニーズ調査	l		0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	m	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 クラム色に色づけしてあるセルに金額を記入する。その他のセルは自動計算される。
 2 利用者からの徴収した実費相当額等をB欄に記入すること。
 3 D欄は、Cの額にBの額を加算して算出される(千円未満は切り捨て)。
 4 E欄は、Cの額にDの額を加算して算出される(千円未満は切り捨て)。
 5 F欄は、D欄の額とE欄の額を比較して、どちらか一方の額が自動入力される(千円未満は切り捨て)。
 6 G欄は、交付金差額の額を記入すること。
 7 H欄は、実際に受け入れた額を記入すること。

平成21年度

別表1

平成 年度次世代育成支援対策交付金精算書

区 分	新津府県五 市区町村五									
	交付対象事業の 総事業費	交付金 以外の 収入額	交付対象事業の 支出総額 (差引額A-B)	国庫補助 基本額	厚生労働大臣の 認可付額	国庫補助 所屬額	交付金差額	国庫補助 受入差額	差引額上下差額 (F-H)	
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
【特定事業】	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
生後15月までの定育期間事業			0							
子育て支援型防犯事業			0							
子育て支援型防犯センター事業			0							
子育て短期支援事業			0							
延長保育促進事業			0							
【その他の事業】										
1 地域保育の推進			0							
2 子育て支援型保育の推進			0							
3 地域における社会生活の調和と推進事業			0							
4 子どもを守る地域ネットワーク強化事業			0							
5 地域の特性や創発工夫を踏まえた子育て支援センターの提供等を行う等の取組			0							
合 計	k	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 クラム色に色づけしてあるセルに金額を記入する。その他のセルは自動計算される。
 2 利用者からの徴収した実費相当額等をB欄に記入すること。
 3 D欄は、Cの額にBの額を加算して算出される(千円未満は切り捨て)が自動入力される。
 4 E欄は、Cの額にDの額を加算して算出される(千円未満は切り捨て)が自動入力される。
 5 F欄は、D欄の額とE欄の額を比較して、どちらか一方の額が自動入力される(千円未満は切り捨て)。
 6 G欄は、交付金差額の額を記入すること。
 7 H欄は、実際に受け入れた額を記入すること。

平成20年度

1. 特定事業

(1) 生後4か月までの全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)

市町村名	事業開始年月日	実施方法(直営・委託の別)	
	平成 年 月 日	直営・委託	委託の場合は委託先
生後4か月までの全ての家庭を訪問するための実施計画			
平成19年度(実績)	平成20年度(実績)	平成21年度(計画)	
家庭訪問対象全家庭数(a)	家庭訪問対象全家庭数(a)	家庭訪問対象全家庭数(a)	
生後4か月までの全戸訪問事業による家庭訪問数(b)			
うち、新生児訪問指導等と同時実施(再掲)(c)		うち、新生児訪問指導等と同時実施(再掲)(c)	
(件)	(g/a)(%)	(件)	(g/a)(%)
#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
養育児童対策地域協議会又は虐待防止ネットワークの設置状況		育児支援家庭訪問事業のうち、育児・家事の援助と育児支援に関する技術的援助をいずれも実施	
地域協議会を設置・虐待防止ネットワークを設置・いずれも設置なし		実施あり・実施なし	
訪問実施者(例:保健師、子育て経験者など)		訪問者の区分(市町村職員、嘱託・臨時職員、受嘱、委託(個人))など	
【必須事項】研修(講習)		ケース対応会議	
回数	回数	開催の有無	開催あり・開催なし
研修(講習)内容	会議メンバー	開催の有無	実施の有無
訪問できなかった場合の対応		平成20年度の実施状況(評価)及び次年度以降の訪問実施計画について	

対象経費			備考
実支出額	寄付金その他の収入額	差引実支出額	
円	円	(1)-(2)=3 円	0

- ※記録事項
- 「生後4か月までの全ての家庭を訪問するための実施計画」欄は、最終年度(平成21年度)のカーバー率(対象家庭に対する訪問率)が100%となるように計画すること。
 - 「家庭訪問対象全家庭数」欄は、当該年度の出生数などから、全戸訪問事業の対象となり得るすべての家庭数を計上すること。
 - 平成20年度から事業を開始した市町村においては、「生後4か月までの全ての家庭を訪問するための実施計画」欄の平成19年度の全ての欄について「-」と記入すること。
 - 「訪問できなかった場合の対応」欄は、家庭の都合や訪問の拒否等により訪問できなかった場合に、その数、どのような対応を行ったかを記述すること。
 - 「平成20年度の実施状況(評価)及び次年度以降の訪問実施計画について」欄は、平成20年度の実施計画と比較して家庭訪問の実施数(訪問率)が目標を達成したか、改善点は何かなどの評価を行うこと。また、この評価を基に、次年度の訪問実施の計画を記述すること。

平成21年度

1. 特定事業

(1) 乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)

市町村名	事業開始年月日	実施方法(直営・委託の別)	
	平成 年 月 日	直営・委託	委託の場合は委託先
生後4か月までの全ての家庭を訪問するための実施計画(平成21年度実績)			
訪問者実人数			
家庭訪問対象全家庭数(a)			
乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数(b)	保健師、助産師、看護師	保育士	母子保健指導員、養育従事員、民生(児童)委員
	子育て経験者	その他	合計
(件)	(b/a)(%)	(件)	(g/a)(%)
#DIV/0!	#DIV/0!	(人)	(人)
以下の(1)~(3)について、該当する太枠内に○を記入			
(1)研修	(2)ケース対応会議	(3)養育支援訪問事業のうち、育児・家事援助と専門的相談支援をいずれも実施	
実施あり	開催あり	実施あり	
※研修を実施しない場合は本事業の対象とならない。	開催無し	実施無し	

対象経費			備考
実支出額	寄付金その他の収入額	差引実支出額	
円	円	(1)-(2)=3 円	0

- (注1)「家庭訪問対象全家庭数(a)」は、当該年度の出生数などから、全戸訪問事業の対象となり得るすべての家庭数を計上すること。
 (注2)「訪問者実人数」は、本事業の訪問を実施する人数を計上すること。

平成20年度

(2) 育児支援家庭訪問事業

市町村名 (委託の場合は委託先)	主管課			中核機関名	訪問実家庭数			
	児童福祉	母子保健	その他		育児・家事等の援助	育児支援に関する技術的援助	分娩に関わった産科医療機関の助産師等が行う訪問支援	合計
	A	B	C	D	E (か所)	F (か所)	G (か所)	H H=(E+F+G) (か所)
()								0

訪問延件数				訪問支援者実人数					合計
育児・家事等の援助	育児支援に関する技術的援助	分娩に関わった産科医療機関の助産師等が行う訪問支援	合計	育児・家事等の援助	育児支援に関する技術的援助			分娩に関わった産科医療機関の助産師等が行う訪問支援	
			I I=(J+K+L)	ヘルパー、子育てOB等	保育士等	保健師、助産師等	理学療法士等	産科医療機関の助産師等	J
(件)	(件)	(件)	(件)	M (人)	N (人)	O (人)	P (人)	Q (人)	R R=(M+N+O+P+Q) (人)
			0						0

対象経費			備考
実支出額	寄付金その他の収入額	差引実支出額	
S 円	T 円	U (S-T) 円	
		0	

【記載要領】

- A~R 記入に当たっては、別表3(1)(2)育児支援家庭訪問事業交付申請書の「記載要領」に従ってください。
- S~U: 別表1(次世代育成支援対策交付金精算書)の該当する各欄の基礎となる金額を記入し、その差合算には注意してください。
- T: 利用料を徴収する場合や利用者から徴収した実費相当分がある場合は、本欄へ計上してください。

平成21年度

(2) 養育支援訪問事業

市町村名 (委託の場合は委託先)	訪問実家庭数				訪問延件数			
	育児・家事援助	専門的相談支援	分娩に関わった産科医療機関の助産師等が行う訪問支援	合計	育児・家事援助	専門的相談支援	分娩に関わった産科医療機関の助産師等が行う訪問支援	合計
	A (か所)	B (か所)	C (か所)	D (か所)	E (件)	F (件)	G (件)	H (件)
()				0				0

訪問支援者実人数						以下の(1)(2)について該当する太枠内に○を記入	
育児・家事援助	専門的相談支援			分娩に関わった産科医療機関の助産師等が行う訪問支援	合計	(1) 中核機関	指定有り
ヘルパー、子育てOB等	保育士等	保健師、助産師、看護師等	理学療法士、心理療法士等	産科医療機関の助産師等			
G (人)	H (人)	I (人)	J (人)	K (人)	L (人)		実施有り
					0		

※中核機関を定めない場合、及び、研修を実施しない場合は本事業の対象とならない。

対象経費			備考
実支出額	寄付金その他の収入額	差引実支出額	
L 円	M 円	N (L-M) 円	
		0	

- (注1) A~Cについては、訪問の対象と判断された家庭数を記入する。なお、訪問支援を実施した後の評価により、一段子育て支援サービスを紹介することで対応できると判断された後、再び本事業に基づく訪問支援の対象となった場合は、重複してカウントすること。
- (注2) D~Fについては、訪問支援の延件数を計上すること。
- (注3) G~Kについては、訪問支援を実施する人数を常勤換算せずに計上すること。
- (注4) Lについては、分娩に関わった産科医療機関の助産師等(保健師、助産師、看護師、委託ソーシャルワーカー等)が行う訪問支援を計上すること。
- (注5) 「中核機関」とは、情報の収集やそれに基づき訪問対象者及び支援内容の決定等を行うための中核となる機関のことをいう。
- (注6) 利用料を徴収する場合や利用者から徴収した実費相当分がある場合は、M欄へ計上すること。

平成20年度

(3)ファミリー・サポート・センター事業(支部を含めた状況を記入すること)

【事業内容】

- (1) 名称(本部) _____
 (2) 所在地(本部) _____
 (3) 運営方法(本部) 運営・委託・補助(委託もしくは補助先) _____
 (4) 支部数 _____ 箇所

開設年月日(本部)	センター開設時間(本部)	アドバイザー配置人数	ファミリー・サポート・センター事業実施状況	チェック欄(得意の種類に○も記入すること)	事業実施状況詳細	
年 月 日	-	人	人	① 会員の募集、登録その他の会員組織業務	講習会の開催	
				② 相互援助活動の調整等	回数	回
				③ 会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催	受講者数	名
				④ 講習会の実施記録、調整記録の保管等(実施記録の保管)	受講者数	名
				⑤ 子育て支援関連施設・事業(乳児院、保育園、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業、児童館等)との連絡調整	回数	回
⑥ 複数預かりの実施(兄弟姉妹を除く)	複数預かりの実施	件				

【活動実績】

【対象経費】

当該センターで取り扱う相互援助活動の取組内容について	活動件数	センター会員数(3月末)	
		前年度	本年度
① 保育施設での保育開始時や保育終了後の子どもの預かり	件		
② 保育施設までの送迎	件	合計	合計
③ 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり	件	0 人	0 人
④ 学校の放課後の子どもの預かり	件		
⑤ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり	件	うち提供会員	うち提供会員
⑥ 買い物物等外出の際の子どもの預かり	件	人	人
⑦ その他(下欄に具体的に記入すること)	0 件	うち放課会員	うち放課会員
	件	人	人
	件	うち両方会員	うち両方会員
	件	人	人
合計活動件数	0 件		

実支出額	寄付金その他収入額	差引実支出額
①	②	(①-②)=③
円	円	円

平成21年度

(3) ファミリー・サポート・センター事業

運営方法(A)	支部数(B)	センター開設時間(C)	職員配置(D)		会員数(E)(本年度末)			
			アドバイザー	ボランティア	提供会員	依頼会員	両方会員	合計
① 運営・委託・補助 (委託・補助先)	(か所)	(時間)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
② 運営・委託・補助 (委託・補助先)		~						

該当箇所には○を記入する。

①基本事業	②病児・緊急対応強化モデル事業
センター業務	センター業務
① 会員の募集、登録その他の会員組織業務	① 病児・病後児の預かり等に必要知識を付与する講習会の開催
② 相互援助活動の調整等	② 医療機関との連携体制の整備(医療アドバイザー・協力医療機関の選定)
③ 会員に対して相互援助活動に必要な知識を付与する講習会の開催	③ 依頼の受付・調整体制の強化
	【依頼受付時間(時間) ~ : ~ :】※1
	④ 近隣市町村会員の受け入れ

活動実績		活動実績	
① 保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり	件	① 病児・病後児の預かり	件
② 保育施設までの送迎	件	② 宿泊を伴う預かり	件
③ 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり	件	③ その他(早期・夜間等の緊急時の預かりなど)	件
④ 学校の放課後の子どもの預かり	件	④ 上記に伴う保育施設、病児・病後児保育施設、自宅等の間の送迎	件
⑤ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり	件	合計活動件数	件
⑥ 買い物物等外出の際の子どもの預かり	件		
⑦ その他	件		
合計活動件数	件		

対象経費		
実支出額①	寄付金その他の収入額②	差引実支出額③(①-②)
円	円	円

複数預かりの実施(兄弟姉妹を除く) ※2

- (注) 1. ①、②両事業を実施する場合は、(D)は、①について、(E)は①、②の合計数を記載すること。
 2. ②の事業を実施する事務所等は、(B)支部数には含まない。
 3. ※2 依頼の受付・調整を行う1日当たりの時間数と時間等を記入すること。
 4. ※2 提供会員と依頼会員の間で合意があり、かつ、アドバイザーが調整を行う際に安全な預かりの実施に留意するなどの取組がある場合。

平成20年度

(4) 子育て支援短期利用事業費

① 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

施設種別	施設名	委託先法人名	所在地	区分	実人員	延日数	対象経費			
							実支出額 1)	寄付金その他 の収入額2)	差引実支出額 1)-2)=3)	
1				2歳未満児	人	日			円	
				2歳以上児						円
				緊急一時保護の依頼						円
				小計	0	0	0	0	0	円
2				2歳未満児					円	
				2歳以上児						円
				緊急一時保護の依頼						円
				小計	0	0	0	0	0	円
合 計					0	0	0	0	円	

- (注1)「施設種別」欄には、児童福祉施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、児童、保育士等を記載すること。
 (注2)「委託先法人名」欄には、事業を委託する場合(児童・保育士等に委託している場合を除く。)に記載すること。
 (注3)「所在地」欄には、施設の住所を記載すること。
 (注4)児童・保育士等に委託して事業を実施する場合は、「施設種別」欄に「児童・保育士等」と記入し、施設名・所在地欄の記入は不要である。

② 夜間看護等(トワイライトステイ)事業

施設種別	施設名	委託先法人名	所在地	区分	実人員	延日数	児童の通いの実態 (どちらかに ○をつける)	対象経費			
								実支出額 1)	寄付金その他 の収入額2)	差引実支出額 1)-2)=3)	
1				夜間看護	基本分			有・無			円
					宿泊分						円
					休日預かり						円
				小計	0	0	0	0	0	円	
2				夜間看護	基本分			有・無			円
					宿泊分						円
					休日預かり						円
				小計	0	0	0	0	0	円	
合 計					0	0	0	0	0	円	

- (注1)「施設種別」欄には、児童福祉施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、児童、保育士等を記載すること。
 (注2)「委託先法人名」欄には、事業を委託する場合(児童・保育士等に委託している場合を除く。)に記載すること。
 (注3)「所在地」欄には、施設の住所を記載すること。
 (注4)児童・保育士等に委託して事業を実施する場合は、「施設種別」欄に「児童・保育士等」と記入し、施設名・所在地欄の記入は不要である。

平成21年度

(4) 子育て短期支援事業

① 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

施設種別	施設名	委託先法人名	所在地	区分	実人員	延日数	対象経費			
							実支出額 1)	寄付金その他 の収入額2)	差引実支出額 1)-2)=3)	
1				2歳未満児	人	日			円	
				2歳以上児						円
				緊急一時保護の依頼						円
				小計	0	0	0	0	0	円
2				2歳未満児					円	
				2歳以上児						円
				緊急一時保護の依頼						円
				小計	0	0	0	0	0	円
合 計					0	0	0	0	円	

- (注1)「施設種別」欄には、児童福祉施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、児童、保育士等を記載すること。
 (注2)「委託先法人名」欄には、市町村が事業を委託する場合に記載すること。
 (注3)「所在地」欄には、施設の住所を記載すること。
 (注4)児童や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、「施設種別」欄に「児童」や「保育士」等と記入するとともに、「施設名」、「委託先法人」、「所在地」欄には委託元の実施施設名等を記入すること。

② 夜間看護等(トワイライトステイ)事業

施設種別	施設名	委託先法人名	所在地	区分	実人員	延日数	児童の通いの実態 (どちらかに ○をつける)	対象経費			
								実支出額 1)	寄付金その他 の収入額2)	差引実支出額 1)-2)=3)	
1				夜間看護	基本分			有・無			円
					宿泊分						円
					休日預かり						円
				小計	0	0	0	0	0	円	
2				夜間看護	基本分			有・無			円
					宿泊分						円
					休日預かり						円
				小計	0	0	0	0	0	円	
合 計					0	0	0	0	0	円	

- (注1)「施設種別」欄には、児童福祉施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、児童、保育士等を記載すること。
 (注2)「委託先法人名」欄には、市町村が事業を委託する場合に記載すること。
 (注3)「所在地」欄には、施設の住所を記載すること。
 (注4)児童や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、「施設種別」欄に「児童」や「保育士」等と記入するとともに、「施設名」、「委託先法人」、「所在地」欄には委託元の実施施設名等を記入すること。

平成20年度

(5) 延長保育促進事業

設置主体	実施場所	年間 事業月数	開所時間 (11時間)	延長を含めた 開所時間(時間数)		延長時間 (評価基準に基づく)	平均対象児童数	職員配置			対象経費			
				延長保育 推進事業	延長保育 推進事業			延長保育 推進事業	延長保育 推進事業	延長保育 推進事業	延長保育 推進事業	延長保育 推進事業	延長保育 推進事業	
1 私			時～時 (11時間)	時～時 (11時間)	時～時 (11時間)			人	人	人	円	円	円	円
2 私			時～時 (11時間)	時～時 (11時間)	時～時 (11時間)			人	人	人	円	円	円	円
3 私			時～時 (11時間)	時～時 (11時間)	時～時 (11時間)			人	人	人	円	円	円	円
4 私			時～時 (11時間)	時～時 (11時間)	時～時 (11時間)			人	人	人	円	円	円	円
5 私			時～時 (11時間)	時～時 (11時間)	時～時 (11時間)			人	人	人	円	円	円	円
合計											0円	0円	0円	0円

<合計表>

実施か所数	事業数	対象経費			
		実支出額	寄付金その他の 収入額	差引実支出額(L-M)+N	
()か所	30分延長 事業	/	/	/	
	1時間延長 事業				
	2時間延長 事業				
	3時間延長 事業				
うち延長保育推進事業 (基本分)実施か所数 ()か所	4時間延長 事業	/	/	/	
	5時間延長 事業				
	6時間延長 事業				
	7時間延長 事業				
合計	0か所	0事業	0円	0円	0円

<記入上の注意>

- D欄は、延長保育時間を含めない、基本開所時間を24時間表記で記入すること。
- E欄は、延長保育時間を含めた総開所時間を24時間表記で記入すること。
- F欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の2のイに基づき延長時間を記入すること。
- G欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の2のロに基づき平均対象児童数を記入すること。
- H欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の1のイを実施した施設のみ、その要件である最低基準及びその他の補助金等の配置基準に規定する保育士のほかに加配した保育士数を記入すること。
- I欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の1のロのために配置された保育士数を記入すること。
- J欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の1のハに基づき延長保育事業を実施した施設数を記入すること。
- K欄は、それぞれの延長時間ごとに、前及び後の数を足した総数を記入すること。
- 利用料を徴収する場合や利用者から徴収した実費相当分がある場合は、M欄及びN欄に記入すること。

平成21年度

(5) 延長保育促進事業

設置主体	実施場所	年間 事業月数	開所時間 (11時間)	延長を含めた 開所時間(時間数)		延長時間 (評価基準に基づく)	平均対象児童数	職員配置			対象経費			
				延長保育 推進事業	延長保育 推進事業			延長保育 推進事業	延長保育 推進事業	延長保育 推進事業	延長保育 推進事業	延長保育 推進事業	延長保育 推進事業	
1 私			時～時 (11時間)	時～時 (11時間)	時～時 (11時間)			人	人	人	円	円	円	円
2 私			時～時 (11時間)	時～時 (11時間)	時～時 (11時間)			人	人	人	円	円	円	円
3 私			時～時 (11時間)	時～時 (11時間)	時～時 (11時間)			人	人	人	円	円	円	円
4 私			時～時 (11時間)	時～時 (11時間)	時～時 (11時間)			人	人	人	円	円	円	円
5 私			時～時 (11時間)	時～時 (11時間)	時～時 (11時間)			人	人	人	円	円	円	円
合計											0円	0円	0円	0円

<合計表>

実施か所数	事業数	対象経費			
		実支出額	寄付金その他の 収入額	差引実支出額(L-M)+N	
()か所	30分延長 事業	/	/	/	
	1時間延長 事業				
	2時間延長 事業				
	3時間延長 事業				
うち延長保育推進事業 (基本分)実施か所数 ()か所	4時間延長 事業	/	/	/	
	5時間延長 事業				
	6時間延長 事業				
	7時間延長 事業				
合計	0か所	0事業	0円	0円	0円

<記入上の注意>

- G欄は、延長保育時間を含めない、基本開所時間を24時間表記で記入すること。
- H欄は、延長保育時間を含めた総開所時間を24時間表記で記入すること。
- I欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の2のイに基づき延長時間を記入すること。
- J欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の2のロに基づき平均対象児童数を記入すること。
- K欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の1のイを実施した施設のみ、その要件である最低基準及びその他の補助金等の配置基準に規定する保育士のほかに加配した保育士数を記入すること。(必ず1人以上)
- L欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の1のロのために配置された保育士数を記入すること。(必ず2人以上)
- M欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の1のハに基づき延長保育事業を実施した施設数を記入すること。
- N欄は、それぞれの延長時間ごとに、前及び後の数を足した総数を記入すること。
- 利用料を徴収する場合や利用者から徴収した実費相当分がある場合は、M欄及びN欄に記入すること。

※(参考)事業の種類・延長時間の区分と評価の考え方
延長保育促進事業(基本分)・・・11時間の開所時間の始期、終期に保育士を加配
延長保育促進事業(加算分)・・・11時間の開所時間の前後に、30分以上の延長保育を実施

- 「前」「後」それぞれ1事業とカウントする。
 ・30分延長 30分以上の延長かつ平均対象児童数が1人以上
 ・1時間延長 1時間以上の延長かつ平均対象児童数が6人以上
 ・2時間以上の延長 延長時間を満たし、かつ平均対象児童数が3人以上
 (例1)「実延長が1時間で平均対象児童数が3人」の場合→30分延長
 (例2)「実延長が2時間で平均対象児童数が2人」という場合
 →1時間の要件を満たすか、又は30分に該当

平成20年度

2. その他の事業
(1)へき地保育

保育所名 (委託先)	年間 事業月数	定員	設置 場所	1日あたり 平均入所児童数			職員数			対象経費			備考
				平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	保育士	その他	計 (A+B)	実支出額	寄付金その他の 収入額	差引実支出額 (D-E)	
				円	円	円	A	B	C	D	E	F	
1 委託先									0			0	
2 委託先									0			0	
3 委託先									0			0	
4 委託先									0			0	
5 委託先									0			0	
合計 ()か所				0	0	0	0	0	0	0	0	0	

<記入上の注意>

- 「委託先」欄は、「〇〇法人〇〇会」のように、委託先団体等の名称を記入すること。
- 「設置場所」欄は、平成20年●月●日鹿児島県●●●●●●●●●●号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」の2(1)2㉙(イ)のa-dのうち該当する記号を記入すること。
- 「1日あたり平均入所児童数」欄は、平成18年から平成20年のいずれかが10人以上であるか確認すること。
- 「職員数」欄は、Aが1以上、Cが2以上となっているか確認すること。

平成21年度

2. その他の事業
(1)へき地保育

保育所名 (委託先)	年間 事業月数	定員	設置 場所	1日あたり 平均入所児童数			職員数			対象経費			備考
				平成 18年度	平成 20年度	平成 21年度	保育士	その他	計 (A+B)	実支出額	寄付金その他の 収入額	差引実支出額 (D-E)	
				円	円	円	A	B	C	D	E	F	
1 委託先									0			0	
2 委託先									0			0	
3 委託先									0			0	
4 委託先									0			0	
5 委託先									0			0	
合計 ()か所				0	0	0	0	0	0	0	0	0	

<記入上の注意>

- 「委託先」欄は、「〇〇法人〇〇会」のように、委託先団体等の名称を記入すること。
- 「設置場所」欄は、平成20年11月28日鹿児島県第1128003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」の(1)2㉙(イ)のa-dのうち該当する記号を記入すること。
- 「1日あたり平均入所児童数」欄は、平成18年から平成20年のいずれかが10人以上であるか確認すること。
- 「職員数」欄は、Aが1以上、Cが2以上となっているか確認すること。

平成20年度

(2)家庭支援推進保育事業

No.	設置主体 〔公又は私〕	保育所名 〔委託又は補助先〕	対象児童 入所率	加配 保育士数	年間 事業月数	対象経費			備考
						実支出額	寄付金その他の 収入額	差引実支出額 (A-B)	
1	公・私	委託・補助〔 〕	%	人	月	円	円	円	
2	公・私	委託・補助〔 〕							0
3	公・私	委託・補助〔 〕							0
4	公・私	委託・補助〔 〕							0
5	公・私	委託・補助〔 〕							0
6	公・私	委託・補助〔 〕							0
合計	公 私			0	0	0	0	0	0

<記入上の注意>

1. 保育所ごとに記載のこと。
2. 設置主体〔公又は私〕欄は、どちらかに○をつけること。
3. 保育所名〔委託又は補助先〕欄は、保育所名を記載の上、委託・補助どちらかに○をつけ、「〇〇法人〇〇会」のように、委託先団体等の名称を記入すること。
4. 「対象児童入所率」欄は、当該保育所毎に本事業の対象児童数を入所児童数の総数で除した数字を小数点以下第1位まで記載すること。(必ず40%以上)
5. 「加配保育士数」欄は、本事業の要件である最低基準及びその他の補助金の配置基準に規定する保育士の他に加配した保育士数を記載すること。(必ず1人以上)

平成21年度

(2)家庭支援推進保育事業

No.	設置主体 〔公又は私〕	保育所名 〔委託又は補助先〕	対象児童 入所率	加配 保育士数	年間 事業月数	対象経費			備考
						実支出額	寄付金その他の 収入額	差引実支出額 (A-B)	
1	公・私	委託・補助〔 〕	%	人	月	円	円	円	
2	公・私	委託・補助〔 〕							0
3	公・私	委託・補助〔 〕							0
4	公・私	委託・補助〔 〕							0
5	公・私	委託・補助〔 〕							0
6	公・私	委託・補助〔 〕							0
合計	公 私			0	0	0	0	0	0

<記入上の注意>

1. 保育所ごとに記載のこと。
2. 設置主体〔公又は私〕欄は、どちらかに○をつけること。
3. 保育所名〔委託又は補助先〕欄は、保育所名を記載の上、委託・補助どちらかに○をつけ、「〇〇法人〇〇会」のように、委託先団体等の名称を記入すること。
4. 「対象児童入所率」欄は、当該保育所毎に本事業の対象児童数を入所児童数の総数で除した数字を小数点以下第1位まで記載すること。(必ず40%以上)
5. 「加配保育士数」欄は、本事業の要件である最低基準及びその他の補助金の配置基準に規定する保育士の他に加配した保育士数を記載すること。(必ず1人以上)

平成20年度

(3) 地域における仕事と生活の調和推進事業

都道府県名 _____
市町村名 _____

①連携の場の設置・協働

連携の場の設置有無	連携している主体名(全て記載)
○	

②取組の企画・検討・実施

事項	内容

③情報収集・発信等

事項	内容
ア 情報収集体制の整備	
イ 収集情報の内容	【シンポジウム等の開催による情報発信等】
ウ 情報発信・PR	【印刷物の配布による情報発信等】

対象経費		
実支出額	寄付金その他の収入額	差引実支出額 (A-B)
A	B	C
		0

平成21年度

(3) 次世代育成支援人材養成事業

都道府県名: _____
市町村名: _____

①コーディネーター養成研修

実施の有無 ※実施する場合○をつける	実施時期	研修時間数(時間)	養成人数	配置先
	月 日 ~ 月 日			

②スタッフ養成研修

実施の有無 ※実施する場合○をつける	実施時期	研修時間数(時間)	養成人数	配置先
	月 日 ~ 月 日			

対象経費		
実支出額	寄付金その他の収入額	差引実支出額 (A-B)
A	B	C
		0

平成20年度

平成21年度

(4) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

市町村名: _____

○要保護児童対策調整機関の職員配置状況
平成20年4月1日の状況

	児童福祉司の任用資格を有する者	左記以外	合計
専任職員	人	人	0
兼任職員			0

平成21年3月31日の状況

	児童福祉司の任用資格を有する者	左記以外	合計
専任職員	人	人	0
兼任職員			0

① 基本事業

	A 実施の有無	B 研修人数(人)	C 研修の名称、実施機関、研修内容
ア 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講 (配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合)			
イ 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修 (配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合)			

② 付加的事業(基本事業の実施が要件)

	A 実施の有無	B 取組内容
ア 地域ネットワーク構成員のレベルアップを図る取組		
イ 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組		
ウ 地域住民への周知を図る取組		

対 象 経 費			備 考
実支出額	寄付金その他の収入額	差引実支出額	
1	2	(1)-2=3	0

(記入上の留意点)
1. 取組を実施する場合には、A欄に○をつけること。
2. ①の基本事業は、専任の職員を配置していなければ対象にならないこと。
3. ②の付加的事業は、①の基本事業を実施が要件であること。

(4) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

市町村名: _____

① 要保護児童対策調整機関の職員配置状況
平成21年4月1日の状況

	児童福祉司の任用資格を有する者	左記以外	合計
	人	人	0

平成22年3月31日の状況

	児童福祉司の任用資格を有する者	左記以外	合計
	人	人	0

② 基本事業

	A 実施の有無	B 研修人数(人)	C 研修の名称、実施機関
ア 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講 (配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合)			(名称) (実施機関)
イ 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修 (配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合)			(名称) (実施機関)

③ 付加的事業(基本事業の実施が要件)

	A 実施の有無	B 取組内容
ア 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組		
イ 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組		
ウ 地域住民への周知を図る取組		

対 象 経 費			備 考
実支出額	寄付金その他の収入額	差引実支出額	
1	2	(1)-2=3	0

(注1) 取組を実施する場合には、A欄に○をつけること。
(注2) 基本事業(2)は、調整機関に職員を配置(1)していない場合は対象にならないこと。
(注3) 付加的事業(3)は、基本事業(2)の実施が要件であること。

平成20年度

3. その他の事業(地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供等を行うための取組)

(記載上の注意点)

(1)～(7)について、実施する取組についてA欄に○をつけてください。また、総務省の「種々の地方応援プログラム」において策定するプロジェクトで、(1)～(7)の取組を実施する場合はB欄にも○をつけてください。

A欄	B欄	対象経費		
	(1) 安心して子どもを生き育てることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供	実支出額①	寄付金その他の収入額②	差引実支出額③
				0
	(2) 老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進	実支出額①	寄付金その他の収入額②	差引実支出額③
				0
	(3) 要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを除く)の設置・運営	実支出額①	寄付金その他の収入額②	差引実支出額③
				0
	(4) 子どもたち本人からの電話相談等への対応	実支出額①	寄付金その他の収入額②	差引実支出額③
				0
	(5) 食育の推進	実支出額①	寄付金その他の収入額②	差引実支出額③
				0
	(6) 家庭内等における子どもの事故防止対策の推進	実支出額①	寄付金その他の収入額②	差引実支出額③
				0
	(7) 思春期保健対策等の推進	実支出額①	寄付金その他の収入額②	差引実支出額③
				0

平成21年度

3. その他の事業(地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供等を行うための取組)

(記載上の注意点)

(1)～(7)について、実施する取組についてA欄に○をつけてください。また、総務省の「種々の地方応援プログラム」において策定するプロジェクトで、(1)～(7)の取組を実施する場合はB欄にも○をつけてください。

A欄	B欄	対象経費		
	(1) 安心して子どもを生き育てることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供	実支出額①	寄付金その他の収入額②	差引実支出額③
				0
	(2) 老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進	実支出額①	寄付金その他の収入額②	差引実支出額③
				0
	(3) 要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを除く)の設置・運営	実支出額①	寄付金その他の収入額②	差引実支出額③
				0
	(4) 子どもたち本人からの電話相談等への対応	実支出額①	寄付金その他の収入額②	差引実支出額③
				0
	(5) 食育の推進	実支出額①	寄付金その他の収入額②	差引実支出額③
				0
	(6) 家庭内等における子どもの事故防止対策の推進	実支出額①	寄付金その他の収入額②	差引実支出額③
				0
	(7) 思春期保健対策等の推進	実支出額①	寄付金その他の収入額②	差引実支出額③
				0

平成20年度

以下は、上記(1)～(7)以外のその他の地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供を行うための事業名について記載してください。

※交付申請を行うもの(交付金の対象とする事業)、すべてについて、それぞれ記載してください。

※欄が不足している場合には、行を追加して記入してください。

① 【事業名】	対象経費		
	費支出額①	寄付金その他の収入額②	差引費支出額③
			0
② 【事業名】	対象経費		
	費支出額①	寄付金その他の収入額②	差引費支出額③
			0

平成21年度

以下は、上記(1)～(7)以外のその他の地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供を行うための事業名について記載してください。

※交付申請を行うもの(交付金の対象とする事業)、すべてについて、それぞれ記載してください。

※欄が不足している場合には、行を追加して記入してください。

① 【事業名】	対象経費		
	費支出額①	寄付金その他の収入額②	差引費支出額③
			0
② 【事業名】	対象経費		
	費支出額①	寄付金その他の収入額②	差引費支出額③
			0

平成20年度

平成21年度

4. その他の事業(新待機児童ゼロ作戦に基づく保育等のニーズ調査)

削除

具体的な内容			
	実支出額	寄付金その他の収入額	差引実支出額 (A-B)
対象経費	A 円	B 円	C 円 0

(記載上の注意点)

- ・具体的な取組内容欄には、調査目的・効果、調査事項、調査の手段、調査件数、回収見込み数等できるだけ詳細に記入すること。
- ・「対象経費(差引実支出額)C」欄は式で自動計算されるので記入は不要。

平成20年度

別表3

平成 年度次世代育成支援対策交付金設備整備実績報告書

品名	数量	単価	金額	直・間	設置場所 〔委託先又は補助先〕	備考
		円	円		※次により必ず記入のこと。 直 市町村が直接事業を実施した場合 間 市町村が民間が実施する事業に補助した場合	

(注)この報告書は、以下の場合に作成、提出するものとする。

1. 市町村が事業を実施したとき、単価50万円以上の機械又は器具を購入した場合
2. 市町村が民間が実施する事業に補助したとき、民間事業者が単価30万円以上の機械又は器具を購入した場合

平成21年度

別表3

平成 年度次世代育成支援対策交付金設備整備実績報告書

品名	数量	単価	金額	直・間	設置場所 〔委託先又は補助先〕	備考
		円	円		※次により必ず記入のこと。 直 市町村が直接事業を実施した場合 間 市町村が民間が実施する事業に補助した場合	

(注)この報告書は、以下の場合に作成、提出するものとする。

1. 市町村が事業を実施したとき、単価50万円以上の機械又は器具を購入した場合
2. 市町村が民間が実施する事業に補助したとき、民間事業者が単価30万円以上の機械又は器具を購入した場合

平成20年度	平成21年度
<p>別紙様式第4</p> <p style="text-align: right;">番 号 平成 年 月 日</p> <p>市 町 村 長 殿 特 別 区 区 長</p> <p style="text-align: center;">法 人 名</p> <p style="text-align: center;">代 表 者 名</p> <p>平成__年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書</p> <p>平成 年 月 日厚生労働省発雇児第 号により交付決定があつた平成20年度次世代育成支援対策交付金について、次世代育成支援対策交付金交付要綱6(2)イ(オ)の規定に基づき、下記のとおり報告する。</p> <p>1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>2 消費税額及び地方消費税額の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要交付金返還相当額)</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>注：別添参考となる書類(2の金額の積算内訳等)</p>	<p>別紙様式第4</p> <p style="text-align: right;">番 号 平成 年 月 日</p> <p>市 町 村 長 殿 特 別 区 区 長</p> <p style="text-align: center;">法 人 名</p> <p style="text-align: center;">代 表 者 名</p> <p>平成__年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書</p> <p>平成 年 月 日厚生労働省発雇児第 号により交付決定があつた平成__年度次世代育成支援対策交付金について、次世代育成支援対策交付金交付要綱6(2)イ(オ)の規定に基づき、下記のとおり報告する。</p> <p>1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>2 消費税額及び地方消費税額の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要交付金返還相当額)</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>注：別添参考となる書類(2の金額の積算内訳等)</p>

資料5 「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び
評価基準について」新旧対照表（案）・

「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」新旧対照表（案）

平成20年度	平成21年度
<p style="text-align: center;">雇児発第 1128003 号 平成20年11月28日</p> <p>市町村長 各 殿 特別区区長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について</p> <p>次世代育成支援対策交付金の交付額の算定に際しては、以下に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価をし、各事業及び取組内容に応じた基準点数を【別表】評価に対する基準点数表（以下「基準点数表」という。）のとおり定めたのでその旨通知する。</p> <p>なお、この通知は平成20年4月1日から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">雇児発第 1128003 号 平成20年11月28日 第一次改正 雇児発第 ※ 号 平成21年 ※月 ※日</p> <p>市町村長 各 殿 特別区区長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について</p> <p>次世代育成支援対策交付金の交付額の算定に際しては、以下に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価をし、各事業及び取組内容に応じた基準点数を【別表】評価に対する基準点数表（以下「基準点数表」という。）のとおり定めたので、その旨通知する。</p> <p>なお、この通知は平成20年4月1日から適用する。</p>

平成20年度	平成21年度
<p>1 平成20年11月28日厚生労働省発雇児第1128002号厚生労働事務次官通知「次世代育成支援対策交付金の国庫補助について」の別紙「次世代育成支援対策交付金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）の3の(1)特定事業については、次に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価をし、基準点数表の評価1に定める基準点数を交付金算定の基礎とする。</p> <p>(1) <u>生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）</u></p> <p>① 事業内容</p> <p><u>すべての乳児がいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることを目的とする事業。</u></p> <p>ア 対象者 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭</p> <p>イ 訪問の時期 対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間に1回訪問することを原則とする。 ただし、生後4か月までの間に、健康診査等により親子の状況が確認できており、対象家庭の都合等により生後4か月を経過して訪問せざるを得ない場合は対象とする。この場合も、少なくとも経過後1か月以内に訪問することが望ましい。</p> <p>ウ 訪問者 訪問者については、特に資格要件は問わない。 保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者等から幅広く人材を発掘し、訪問者として登用して差し支えない。 ただし、訪問に先立って、訪問の目的や内容、留意事項等について必要な研修（講習）を行うものとする。</p> <p>② 実施内容</p> <p>ア 育児に関する不安や悩みの聴取、相談</p> <p>イ 子育て支援に関する情報提供</p> <p>ウ 要支援家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整</p>	<p>1 (略)</p> <p>(1) <u>乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）</u></p> <p>① 事業内容</p> <p><u>すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業（児童福祉法第6条の2第4項に規定される事業）。</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 訪問者 訪問者については、保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者等から幅広く人材を発掘し、訪問者として登用して差し支えない。 ただし、訪問に先立って、訪問の目的や内容、留意事項等について必要な研修を行うものとする。</p> <p>② 実施内容</p> <p>ア 育児に関する不安や悩みの傾聴、相談</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握</u></p> <p>エ <u>支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整</u></p>

③ 実施に当たっての留意事項

家庭訪問の実施に当たっては、次の点に留意すること。

- ア 出生届や母子健康手帳交付等の機会を活用して、本事業の周知を図るとともに事前に訪問日時の同意を得るよう、訪問を受けやすい環境づくりを進めること。
- イ 訪問者が市町村職員以外の者の場合には、訪問活動によって知り得た情報については、守秘義務を課し、個人情報の保護に万全を期すこと。
- ウ 訪問の際は、身分証を提示するなどして市町村からの訪問者であることを明確にすること。
- エ 訪問の際は、親子の状態を最優先に考慮しながら話を進めるとともに、受動的な対応を心がけること。母親の体調の状況等によっては再訪問も考慮すること。
- オ 訪問の際は、地域子育て支援拠点事業の実施場所一覧表を持参するなど、子育て親子が必要とする身近な地域での様々な子育て支援に関する情報を提供すること。
- カ 訪問結果については、あらかじめ市町村で定めた書式に基づき、市町村の担当部署に報告すること。
- キ 市町村の保健師等専門職が訪問結果についてアセスメントし、支援が必要な家庭か否かを判断すること。

④ 研修（講習）

必要な研修（講習）については、各地域の実情に応じて実施するものとし、実施に当たっては、③の留意事項を踏まえるとともに、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）などを組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。

⑤ ケース対応会議

訪問により支援が必要な家庭に対しては、必要に応じて、個別ケースごとに具体的なサービスの種類や内容等について、訪問者、市町村担当者、医療関係者等によるケース対応会議を開催し、その結果を踏まえ育児支援家庭訪問事業等による支援やその他の支援に適切に結びつけることとすること。

削除

③ 研修

訪問者に対して、必ず研修を実施すること。

研修は、各地域の実情に応じた内容により実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導等を組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。あわせて、個人情報の適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。

なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略しても差し支えないものとする。

④ ケース対応会議

訪問により支援が必要な家庭に対しては、必要に応じて、個別ケースごとに具体的なサービスの種類や内容等について、訪問者、市町村担当者、医療関係者等によるケース対応会議を開催し、その結果を踏まえ、養育支援訪問事業等による支援やその他の支援に適切に結びつけること。

⑥ 新生児訪問指導等との関係

既に、母子保健法に基づく新生児訪問指導等や独自の訪問活動を実施している市町村において、これらの訪問指導等を活用して本事業を実施する場合、本事業の②の内容を満たす場合は、本事業として取り扱って差し支えないこと。

⑦ 実施計画

本事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問することを目的としているが、事業を開始した年度内にこうした目的を達成できる体制整備が困難な場合も想定されることから、段階的に実施することも認められるものとする。この場合にあつては、カバー率（対象家庭に対する訪問実績）100%に向けた実施計画を作成することとし、その計画期間は平成21年度までとする。

なお、作成に当たっては、既に実施している新生児訪問指導や独自の訪問活動の役割分担や活用策について検討し、実効的な計画とすること。

(2) 育児支援家庭訪問事業

① 事業内容

市町村の中核機関において、関係機関等からの情報収集等により把握した養育支援の必要性があると判断した家庭に対し、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な育児支援に関する技術的援助を訪問により実施する事業。

② 実施方法

ア 支援の対象

この事業の支援対象は、生後4か月までの全戸訪問事業の実施その他により市町村長が訪問による養育支援が必要であると認めた、次に掲げるような一般の子育て支援サービスを利用することが難しい家庭を対象とする。

(7) 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに

⑤ 新生児訪問指導等との関係

児童福祉法第21条の10の2第2項により、母子保健法に基づく新生児訪問指導等と併せて本事業を実施することができるが、その場合、②の実施内容を満たす必要があるので十分留意すること。

⑥ 実施計画

事業を行う年度の実施計画を作成すること。実施計画の作成に当たっては、既に実施している新生児訪問指導や独自の訪問活動の役割分担や活用策について検討し、実効的な計画とすること。

なお、本事業及び次の(2)に掲げる養育支援訪問事業は、児童福祉法第21条の10の2第1項により、市町村に対し、その実施について努力義務が課されていることから、できる限り早期の実施に努めること。

(2) 養育支援訪問事業

① 事業内容

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業（児童福祉法第6条の2第5項に規定される事業）。

② 実施方法

ア 支援の対象

この事業の支援対象は、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により市町村長が訪問による養育支援が必要であると認めた、次に掲げるような一般の子育て支援サービスを利用することが難しい家庭を対象とする。

(7) 若年の妊婦、妊婦健康診査未受診及び望まない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭。

(1) 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに

して不安や孤立感等を抱える家庭、又は虐待のおそれや、そのリスクを抱える家庭。

なお、妊娠期から継続的な支援を必要とする家庭も対象とする。

(イ) ひきこもり等家庭養育上の問題を抱える家庭や、児童が児童養護施設等を退所又は里親委託終了後の家庭復帰等のため、自立に向けたアフターケアが必要な家庭

(ウ) 児童の心身の発達が正常範囲にはなく、又は出生の状況等から心身の正常な発達に関して諸問題を有しており、将来、精神・運動・発達面等において障害を招来するおそれのある児童のいる家庭

イ 支援内容

(7) 家庭内での育児に関する具体的な援助

a 産褥期の母子に対する育児支援や簡単な家事等の援助

b 未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導

c 養育者に対する身体的・精神的不調状態に対する相談・指導

d 若年の養育者に対する育児相談・指導

e 児童が児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談・支援

(イ) 発達相談・訓練指導

家庭における指導が必要な場合には、理学療法士等を派遣して、家庭の状況等に即した発達指導を行う。

ウ 支援の対象者、支援内容の決定方法

この事業の中核となる機関（中核機関）を定め、中核機関において関係機関からの情報提供や状況把握のための訪問の実施により養育支援の必要の可能性があると思われる家庭に関する情報の収集を行う。

中核機関は、これらの把握した情報から支援の内容を判断するための一定の指標に基づき、本事業による訪問支援の対象者及び支援の内容を決定する。

なお、この中核機関は、要保護児童対策地域協議会（子

対して強い不安や孤立感等を抱える家庭。

(ウ) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭。

(イ) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭。

イ 支援内容

(7) 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠・出産・育児を迎えるための相談・支援

(イ) 出産後間もない時期（おおむね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援

(ウ) 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や子の発達保障等のための相談・支援

(イ) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援

ウ 支援内容の決定方法

この事業の中核となる機関（中核機関）を定め、中核機関において関係機関からの情報提供や状況把握のための訪問の実施により養育支援の必要の可能性があると思われる家庭に関する情報の収集を行う。

中核機関は、これらの把握した情報から支援の内容を判断するための一定の指標に基づき、本事業による訪問支援の対象者及び支援の内容を決定する。

なお、この中核機関は、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関がその機能を担うことが望ましい。

どもを守る地域ネットワーク)の調整機関がその機能を担うことが望ましい。

エ 訪問支援の実施者

訪問支援の実施者は、中核機関において立案された支援内容、方法、スケジュール等に基づき訪問支援を実施する。

(7) 養育支援の必要の可能性があるとされる家庭に対する育児、家事の援助については、子育てOB(経験者)、ヘルパー等が実施する。

(4) 産後うつ病、育てにくい子ども等複雑な問題を背景に抱えている家庭に対する具体的な育児支援に関する技術指導については、保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等が実施する。

(3) ファミリー・サポート・センター事業

① 事業内容

ア ファミリー・サポート・センター事業は、ファミリー・サポート・センター(地域において子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織をいう。以下同じ。)を設立して行う以下に掲げる事業。(ただし、以下の(7)~(9)全ての事業を実施し、会員数100人相当以上のファミリー・サポート・センターを対象とする。)

(7) 会員の募集、登録その他の会員組織業務

(4) 相互援助活動の調整等

エ 訪問支援者

(7) 訪問支援者

訪問支援の実施者は、中核機関において立案された支援内容、方法、スケジュール等に基づき訪問支援を実施する。

訪問支援者については、専門的相談支援は、保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等が実施することとし、育児・家事援助については、子育て経験者、ヘルパー等が実施することとする。

なお、複数の訪問支援者が適切な役割分担の下に支援を実施するなど、効果的な支援を行うこと。

(4) 研修

訪問支援者に対して、訪問支援の目的、内容、支援の方法等について、必ず研修を行うこと。

研修は、各地域の実情に応じた内容により実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導等を組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。あわせて、個人情報適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。

なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略しても差し支えないものとする。

(3) ファミリー・サポート・センター事業

① 基本事業

ア 事業内容

ファミリー・サポート・センター(地域において子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織をいう。以下同じ。)を設立して行う以下に掲げる事業。(ただし、以下の(7)~(9)全ての事業を実施し、会員数100人相当以上のファミリー・サポート・センターを対象とする。)

(7) (略)

(4) (略)

- (ウ) 会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催
- (エ) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催
- (オ) 子育て支援関連施設・事業（乳児院、保育所、地域子育て支援センター事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業、児童館等）との連絡調整

イ 相互援助活動は、

- (ア) 保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり
- (イ) 保育施設までの送迎
- (ウ) 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり
- (エ) 学校の放課後の子どもの預かり
- (オ) 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり
- (カ) 買い物等外出の際の子どもの預かり等の活動とする。

② ファミリー・サポート・センターの設置について

ア 本部の設置について

各市町村1か所設置できること。

イ 支部の設置について

政令指定都市については区ごとに1か所、本部のほかに支部を設置することができること。

ただし、合併した市町村において、合併前の旧市町村単位で支部を設置する場合については、事業の規模にかかわらず特例として支部を設置することができるものとする。

③ アドバイザーの配置について

ファミリー・サポート・センターには、アドバイザー（相互援助活動の調整等の事務を行う者をいう。以下同じ。）を配置すること。

また、ファミリー・サポート・センターの事業規模に応じて、会員の中からサブ・リーダーを配置することも

(ウ) (略)

(エ) (略)

(オ) 子育て支援関連施設・事業（保育所、児童館、乳児院、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業等）との連絡調整

イ 相互援助活動の内容

(ア) (略)

(イ) (略)

(ウ) (略)

(エ) (略)

(オ) (略)

(カ) (略)

ウ ファミリー・サポート・センターの設置について

(ア) (略)

(イ) (略)

エ 実施方法

(ア) (略)

差し支えないこと。

④ ファミリー・サポート・センターの運営について

ア 会則の制定

市町村は、あらかじめ相互援助事業の実施に必要な事項を規定したファミリー・サポート・センターの会則を制定すること。

イ アドバイザー及びサブ・リーダーの業務

(7) アドバイザーの業務は、次のとおりであること。

a ファミリー・サポート・センターの事業内容の周知、啓発

b 会員の募集、登録

c 会員の統括

d サブ・リーダーの選任

e サブ・リーダーの育成指導

f 会員の相互援助の調整

g 会員に対する講習会及び会員の交流会の実施

h 会員間のトラブルへの助言

i 他のセンター、支部、子育て関連施設・事業等との連絡調整

j ファミリー・サポート・センターの経理事務等の業務運営

(イ) サブ・リーダーの業務は、次のとおりであること。

a グループ会員の統括

b グループ会員の募集

c アドバイザーとの連絡調整

d グループ会員との連絡調整

e アドバイザーの指示を受け、会員の相互援助の調整

f 各グループのサブ・リーダーとの連絡調整

ウ 会員の登録

会員の登録に関しては、1年ごとに更新・整理することが望ましいこと。

エ 会員間で行う相互援助活動

会員間で行う相互援助活動は、子どもの預かり等の

(イ) (略)

削除

(ウ) (略)

(エ) (略)

援助を行いたい者と援助を受けたい者との請負又は準委任契約に基づくものであること。

オ 保険の加入

会員が行う相互援助活動中の子どもの事故に備え、補償保険に加入するものとする。

カ 子どもの預かりの場所

子どもを預かる場所は、原則として援助を提供する会員の自宅とすること。

ただし、子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者との間で合意がある場合は、この限りでないこと。

キ 複数預かりの実施

相互援助活動の実施に当たっては、子どもの預かり等の援助を行いたい者は1人又は複数の援助を受けたい者の子どもを預かることができること。

なお、小学校就学の始期に達するまでの子どもを預かる場合には、原則として5人以下とし、6人以上を預かる場合には児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2に定める届け出を行わなければならない。

ク 援助活動に対する報酬

援助活動に対する報酬は、原則としてその会員相互間で決定するものであるが、報酬の目安として制度の趣旨、地域の実情等を反映した適正と認められる額を会則等で定めることができるものとする。

(オ) (略)

(カ) (略)

(キ) 複数預かりの実施

相互援助活動の実施に当たっては、子どもの預かり等の援助を行いたい者は1人又は複数の援助を受けたい者の子どもを預かることができること。

なお、小学校就学の始期に達するまでの子どもを複数預かる場合には、原則として5人以下とし、6人以上を預かる場合には児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2に定める届け出を行わなければならない。

(ク) (略)

② 病児・緊急対応強化モデル事業

ア 事業内容

病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等（「病児・病後児の預かり等」という。以下同じ。）をファミリー・サポート・センターにおいて行う事業。（ただし、①アの(ア)～(ウ)に加えて以下の事業を実施することとし、会員数は問わない。）

(7) 会員に対して病児・病後児の預かり等の相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催

(4) 安全に預かり等の活動が実施できるよう医療機関との連携体制の整備

(ウ) 早朝・夜間等の急な相互援助の依頼にも対応できる体制の整備

イ 相互援助活動の内容

(7) 病児・病後児の預かり

(4) 宿泊を伴う子どもの預かり

(ウ) 早朝・夜間等の緊急時の子どもの預かり

(イ) 上記に伴う保育施設、自宅、病児・病後児保育施設等の間の送迎等の活動とする。

ウ 実施方法

①エ(7)～(ウ)に加えて、以下の方法によること。

(7)会員への講習の実施

病児・病後児の預かり等に対応できるよう、別途示す項目、時間を概ね満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うこと。

また、フォローアップ研修等の実施により、活動の質の維持、向上に努めること。

(4)医療機関との連携体制の整備

a 市町村長は、都道府県医師会、郡市医師会等に対し、本事業への協力要請を行い、医療機関との連携体制を十分に整備すること。

b 事業の運営に関し、保健医療面での助言が随時受けられるよう、医療アドバイザーとなる医師をあらかじめ選定すること。

c 症状の急変等、緊急時に子どもを受け入れてもらう協力医療機関をあらかじめ選定すること。

(ウ)依頼の受付体制について

病児・病後児の預かり等に円滑に対応するため、ファミリー・サポート・センターの開所時間の延長、携帯電話による受付、転送電話による受付などにより、1日8時間を超えて依頼の受け付けを行い、相

(4) 子育て短期支援事業

① 事業の種類及び内容

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設（以下「実施施設」という。）において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業。

ア 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

(7) 事業内容

市町村は、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護

互援助活動の調整ができる体制をとること。

(イ) 病児・病後児の預かりについての留意事項

a 預かる前又は預かった後直ちに、かかりつけ医に受診させ、保護者と協議のうえ、預かりの可否を判断すること。

b ①エ(キ)にかかわらず、病児・病後児の預かりは1人までとすること。

c アドバイザー等は、病児・病後児の預かりを行う会員、援助を受ける会員、時間、場所、内容を把握し、相互援助活動中に常に連絡のとれる体制をとること。

(オ) 近隣市町村住民の利用について

地域の利用者の利便性を考慮し、在勤等の条件を付さずに事業実市町村以外の住民が会員登録・利用できるように会則等を定め、周知するよう努めること。

(カ) 事業実施の体制整備について

平成22年度末までに事業を開始する場合は、開始初年度に限り、

②のア(7)～(ウ)の取組みを別途評価対象とする。

(4) (略)

することが必要な場合等に実施施設において養育・保護を行うものとする。

(イ) 対象者

この事業において対象となる者は、次に掲げる事由に該当する家庭の児童又は母子等とする。

- a 児童の保護者の疾病
- b 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上的の事由
- c 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- d 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由
- e 経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合

(ウ) 利用期間

養育・保護の期間は7日以内とする。ただし、市町村が必要があると認めた場合には、必要最小限の範囲内でその期間を延長することができる。

イ 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

(7) 事業内容

市町村は、保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行うものとする。

(イ) 対象者

この事業において対象となる者は、保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童とする。

② 実施場所

この事業は、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等住民に身近であって、適切に保護することができる施設で実施するものとする。

③ 実施方法

- ア 児童等の近隣に実施施設がないこと等により必要な養育・保護を行うことが困難である場合には、実施施設は、あらかじめ登録している保育士、里親等（市町村が適当と認めた者。以下「里親等」という。）に委託することができるものとする。
- イ 実施施設において、保育士、里親等に委託する場合には、委託された者の居宅において又は当該児童の居宅に派遣して養育・保護を行うものとする。
- ウ 実施施設は、児童の養育に経験を有する保育士、里親等を複数登録しておくこと。
- エ 夜間養護等（トワイライトステイ）事業の実施施設は、児童等の安全性の確保等のため、保育所や学校、居宅等への児童の送迎に努めること。

（５）延長保育促進事業

① 事業の種類及び内容

就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、児童福祉法第39条に規定する、市町村以外の者の設置する保育所（以下「民間保育所」という。）の開所時間を超えた保育を行う事業。

ア 延長保育推進事業（基本分）

イの事業を実施する民間保育所における保育士配置の充実を図ることにより、11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応の推進を図るもの。

イ 延長保育事業（加算分）

民間保育所の11時間の開所時間の前後の時間において、さらに30分以上の延長保育を実施するもの。

② 実施方法

ア 延長時間の定義

延長時間の定義は次のとおりとすること。

なお、同一保育所又は送迎保育ステーションにおいて開所時間の前及び後ろで延長保育を実施する場合

（５）延長保育促進事業

① （略）

② （略）

は、前後の延長保育時間及び対象児童数を合算することとはせず、前及び後ろそれぞれで延長時間を定めること。

なお、

- (7) 1時間延長とは、開所時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の1日当たり平均対象児童数（以下「平均対象児童数」という。）が6人以上いることをいう。
- (イ) 2時間延長とは、開所時間を超えて2時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が3人以上いることをいう。
- (ウ) 3時間以上の延長については、(イ)と同様1時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が3人以上いることとする。
- (エ) 30分延長とは、上記(7)～(ウ)に該当しないもので、開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が1人以上いることをいう。

なお、(エ)を除き、複数の延長時間区分に該当する場合は、最も長い延長時間の区分となること。

また、平均対象児童数とは、年間の上記の延長時間区分における各週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以下第一位を四捨五入して得た数とすること。

イ 対象児童

実際に延長保育を利用した保育所入所児童とする。

なお、事業に支障のない範囲内で市町村が適当と認めた児童を対象とできること。

ウ 給食等

対象児童に対し、適宜、間食又は給食等を提供すること。

③ 実施場所

事業の実施場所に当たっては、保育所の他、公共的施

③ (略)

設の空き部屋など適切に事業が実施できる場所を確保すること。

④ 職員配置

①のアの事業を実施するに当たっては、11時間の開所時間内に児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項及びその他の補助金等の配置基準に規定する保育士のほか、保育士を1名以上加配すること。

また、①のイの事業を実施するに当たっては、延長時間帯に、対象児童数の多さ等に応じて常時2名以上の保育士を配置すること。

⑤ 保護者負担額

①のイの事業を実施するに当たっては、あらかじめ保護者負担額を設定すること。

2 交付要綱の3の(2)その他の事業のうち、次に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価をし、別表（評価に対する基準点数表）の評価2に定める基準点数を交付金算定の基礎とする。

(1) へき地保育の推進

① 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、開拓地、離島等のへき地における保育を要する児童に対し、必要な保護を行ない、もってこれらの児童の福祉の増進を図ることを目的とすること。

② 実施要件

ア へき地保育所の定義

児童福祉法第39条に規定する保育所を設置することが著しく困難であると

認められる地域に設置される児童を保育するための施設であって、市町村長が②のウ及びエの基準に適合すると認め指定したものをいう。

イ 入所決定

④ 職員配置

①のアの事業を実施するに当たっては、11時間の開所時間内に児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項及びその他の補助金等の配置基準に規定する保育士のほか、保育士を1名以上加配すること。

また、①のイの事業を実施するに当たっては、延長時間帯に、対象児童の年齢及び人数に応じて保育士を配置すること。ただし、保育士の数は2名を下ることはできない。

⑤ (略)

2 (略)

(1) (略)

へき地保育所への入所の決定は、市町村長がその地域内における保育を要する児童又は、特に必要があるときはその他の児童につき、行なうものとする。

ウ 設置基準

(7) 設置主体

へき地保育所の設置主体は、市町村とする。

(1) 設置場所

へき地保育所を設置する場所は、次のいずれかでなければならない。

a へき地教育振興法(昭和29年法律第143号)第5条の2の規定によるへき地手当(以下「へき地手当」という。)の支給の指定を受けているへき地学校の通学区域内であること。

b 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第13条の2第1項又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項の規定による特地勤務手当(以下「特地勤務手当」という。)の支給の指定を受けている国又は地方公共団体の公官署の4キロメートル以内にあること。

c へき地手当又は特地勤務手当の支給の指定を受けることとなる地域内にあること。

d aからcまでのいずれかに準ずるものとして市町村長が認める地域内にあること。

エ 設備及び運営の基準

へき地保育所の設備及び運営については、次に掲げる基準によるもののほか、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)の精神を尊重して行なうものとする。

(7) 1日当たり平均入所児童数が10人以上いること。

ただし、10人を下回っても、2年間は経過的に対象となること。

なお、1日当たり平均入所児童数とは、年間延べ利用児童数を年間開所日数で除して得た数とすること。

(1) 公民館、学校、集会所、共同作業所、婦人ホーム、

寺院等の既設建物の一部を用いてへき地保育所を設置する場合においては、その設備をそのへき地保育所のために常時使用することができるものでなければならないこと。

- (ウ) 保育室、便所及び屋外遊戯場(その附近にあるこれにかわるべき場を含む。)その他必要な設備を設け、それらの規模は適正な保育ができるように定めること。
- (エ) 必要な医療器具、医薬品、ほう帯材料等を備えるほか、必要に応じて楽器、黒板、机、椅子、積木、絵本、砂場、すべり台、ぶらんこ等を備えること。
- (オ) 保育士を2人以上置くこと。
ただし、所定の資格を有する者がいない等やむを得ない事情があるときは、うち1人に限り児童の保育に熱意を有し、かつ、心身ともに健全な者をもってこれに代えることができること。
- (カ) 保育時間、保育の内容、保護者との連絡方法等については入所児童が健やかに育成されるようその地方の実情に応じて定めること。

(2) 家庭支援推進保育の推進

① 趣 旨

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図ることを目的とする。

② 実施要件

本事業の対象となる保育所は、次のア～エの要件を満たすものであること。

ア 対象児童

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる保育所入所児童。

(2) (略)

イ 受入れ状況

②のアに該当する児童が入所児童の40%以上であること。

なお、②のアに該当する児童であるかについては、市町村が児童の状況や家庭環境について保育所長等の意見を参考としながら、総合的な観点から判断すること。

ウ 保育士の配置

対象保育所に対し、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項及びその他の補助金等の配置基準に規定する職員のほか本事業の実施のために必要な保育士を配置すること。

エ 実施内容

②のウにより配置された保育士は、②のアに該当する児童に対する指導計画を作成し、計画的に保育に当たるとともに、定期的に家庭訪問をするなど家庭に対する指導を行うこと。

(3) 地域における仕事と生活の調和推進事業

① 趣 旨

子育て支援に関して、行政、子育て支援団体、子育て当事者のみならず、企業も含めて連携・協働を図り、地域における仕事と生活の調和の実現に資する地域ぐるみの子育て支援に関する取組の普及や情報発信を行い、地域ぐるみの子育て意識を醸成する。

② 事業内容等

次のア～ウについて、要件を満たし全て実施した場合にポイント算定対象とする。

ア 連携の場の設置・協働

次世代育成支援対策協議会等を活用するなど、企業を含め行政・市民団体等との連携・協働の場を設置する。

【要件】

次の主体が既存の協議会等の場において連携・協働すること。
・市町村

削除

- ・企業（経済団体含む）
- ・子育て支援団体（NPO法人など）
- ・子育て当事者（サークル団体など）
- ・その他関係機関（都道府県労働局など、市町村が必要と判断する機関）

イ 地域における仕事と生活の調和推進に資する取組の企画・検討・実施

意識の醸成を目的とした地域におけるイベントの企画や、企業の両立支援に向けた取組の検討など、地域における仕事と生活の調和に資する具体的な取組を企画・検討し実施する。

【要件】

連携の場において年間を通じて検討を行い実施に移すこと。

<取組の例>

- ・子育て支援団体や企業等と協働したイベント（例えば、事業主行動計画策定を啓発するためのシンポジウム、研修会等）の実施
- ・企業、店舗等の子育て支援（両立支援）にインセンティブを与えるための行政のバックアップのあり方（企業のイメージアップに資するため、行政が企業の取組をPRする等）など

ウ 情報収集・発信等

仕事と生活の調和に取り組む企業の好事例や自治体の取組等を収集し、地域の子育て支援情報と併せて、シンポジウムや印刷物等において情報発信・PRを行い、意識の啓発等を図る。（子育て支援団体等を積極的に活用）

（ア）情報収集体制の整備・収集

【要件】

都道府県（労働局が事務局）に設置される「仕事と生活の調和推進会議」との連携や、子育て支援団体等と協働し地域企業の取組情報を取材する体制を整えるなど、仕事と生活の調和に取り組む企業の好事例の収集体制を整えること。

（イ）収集した情報の内容

【要件】

都道府県との連携や、子育て支援団体等による取材、協議会

の場における検討の結果実現された取組など、仕事と生活の調和推進に資する取組の情報であること。その他、一般的に知られていないと考えられる子育て支援に資する地域の情報（インフォーマルな情報）なども含むこと。

<情報の例>

○両立支援

- ・両立支援関係の施策情報
- ・ファミリー・フレンドリー企業（地域）の紹介

○インフォーマルな情報

- ・子育て支援団体・NPO 法人の取組内容
- ・子育てサークル等自主グループの内容
- ・相談窓口
- ・フリーマーケット情報
- ・託児付き講習会、研修会 など

○その他地域における必要な情報

(ウ) 情報発信・PR

a シンポジウム等の開催による情報発信等

【要件】

子育て支援団体や経済団体（商工会議所等）等と連携し、シンポジウム・フォーラム等の開催や、地域における活動への参加などにより、収集した情報の発信や企業の取組のPR等を年間を通じて行い、地域における仕事と生活の調和推進のための意識啓発等を図る。

b 印刷物の配布等による情報発信等

【要件】

情報発信等にあたっては、特に乳幼児のいる子育て家庭が情報の入手をしやすい方策をとること。例えば、母子手帳交付時や乳幼児検診、こんにちは赤ちゃん事業を活用した印刷物の配布や、子育て情報に関するHPの活用など。

(3) 次世代育成支援人材養成事業

① 趣 旨

核家族化等により子育てに不安を持つ世帯の増加や地域・家族における子育て力の低下が認められることから、子育て支援サービスの充実を

(4) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

①趣 旨

市町村において、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）（以下「地域ネットワーク」という。）の要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等（以下「地域ネットワーク構成員」という。）の専門性強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする。

②事業内容

ア 基本事業

調整機関に職員を配置する市町村に対し、専門性の向上を図る取組を行う場合に交付する。

(7)職員の配置

調整機関に、専任職員(非常勤職員等を含む)を原則として配置

図っていく必要がある中、地域力を活用した子育て支援の充実は重要であり、それを支える質の確保された人材の養成研修を行う。

③ 事業内容等

次のア及びイのいずれか又は両方とも実施した場合にポイント算定対象とする。

ア 地域の様々な次世代育成支援の取組を把握し、親の子育てを支援するコーディネーター的役割を果たす者の養成

(ア) 子育て中の親のニーズの多様化と支援の意義

(イ) 子育て支援に関わる各施設との連携のあり方

(ウ) リスクマネジメント（虐待対応（つなぎ）など）

などを中心として、コーディネーターとして必要な理解や知識などを得るための研修を行う。

イ 地域で行われる子育て支援事業に参画する者の養成

(ア) 地域における子育て支援の必要性への理解

(イ) 保育の理解と援助

などを中心として、子育て支援に関する基本的な理解や知識などを得るための研修を行う。

(子育て支援事業の例)

地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業など

(4) (略)

① (略)

② 基本事業

ア 職員の配置

調整機関に、職員(非常勤職員等を含む)を配置すること。

すること。

なお、専任職員（非常勤職員を含む）は、調整機関が行う業務に影響のない範囲内において、業務量にかかわらず調整機関の業務以外の母子、保育、障害児等を含む児童福祉分野の業務に携わっている者であっても差し支えないものとする。

(イ) 取組内容

(7)の職員の専門性の向上のため、次の取組を行う。

a 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合

次の「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」を受講させる。

- ・児童福祉第13条第2項第1号の厚生労働大臣が指定する講習会（社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「児童福祉司資格認定通信課程」）
- ・児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める講習会（都道府県が実施する「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」）

b 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合

更に児童虐待への専門性を向上させるため、次の研修を受講させる。

- ・子どもの虹情報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）が実施する研修
- ・都道府県や研修機関等が実施する児童虐待対応研修

イ 付加的事業

アの基本事業に加えて、次の(7)～(9)の取組を行う市町村に対して交付する。

(7) 地域ネットワーク構成員のレベルアップを図る取組

地域ネットワーク構成員に対し、

a アドバイザーとして学識経験者等の専門家を招聘し、児童虐待対応についての共有認識と役割分担等の効果的な運営手法についての研修会・講習会などを開催する。

b 地域ネットワークの個別ケース検討会議又は実務者会議に、アドバイザーとして学識経験者等を招き、個別ケースについての具体的な支援方法及び進行管理等についての助言・指導を受ける。

なお、配置する職員（非常勤職員を含む）は、調整機関が行う業務に影響のない範囲内において兼務職員であっても差し支えないが、母子、保育、障害児等を含む児童福祉分野の業務に従事する者とする。

イ 取組内容

アの職員の専門性の向上のため、次の取組を行う。

a (略)

- ・児童福祉法第13条第2項第1号の厚生労働大臣が指定する講習会（社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「児童福祉司資格認定通信課程」）

・ (略)

b (略)

③ 付加的事業

②の基本事業を実施することを要件に、次のア～ウについて事業を実施する場合、それぞれポイント算定の対象とする。

ア 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組

地域ネットワーク構成員の専門性向上のため、学識経験者等の専門家を招へいし、児童虐待対応についての共有認識と運営手法についての研修会・講習会などを開催する取組や、個別ケースについての具体的な支援方法及び進行管理等についての助言・指導を受ける取組。

c 他市町村の地域ネットワークと情報交換会等を開催し、効果的な運営手法や個別ケースについての支援方法及び進行管理等について充実強化を図る。

(イ) 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組

地域ネットワークと訪問事業（生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）及び育児支援家庭訪問事業並びに母子保健法に基づく訪問事業をいう。）が、次のとおり連携した取組を行う。

・地域ネットワークの調整機関が育児支援家庭訪問事業の中核機関となり、必要に応じて行う地域ネットワークによる支援内容の協議の結果に基づき、育児支援家庭訪問事業の実施のための進行管理やその他の支援に係る連絡調整を行う。

・生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）又は母子保健法に基づく訪問事業等により把握された支援対象者の中で、特に地域ネットワークによるケース対応が必要な家庭に対して、地域ネットワークは訪問者と協力して支援を行う。

(ウ) 地域住民への周知を図る取組

地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての地域住民への周知を図るため、次の取組を行う。

a 地域の子育て支援関係者や関係機関等を対象として、講演会やシンポジウムの開催を行い、地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての情報発信を行う。

b 地域ネットワーク活動や訪問事業活動についてのマニュアルや援助事例集、または社会資源名簿（社会資源集）を作成・配布し、周知を図る。

③交付の条件

ア 基本事業

調整機関に一定の専門性を有した職員の配置を促進する取組

②のアの(イ)の a、b の研修を受講した人数に応じてポイントを交付する。

イ 付加的事業

アの基本事業の実施を要件とし、付加的事業の(7)～(ウ)の取組を行った場合に、各々ポイントを加算する。

(7)地域ネットワーク構成員のレベルアップを図る取組

イ 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組

地域ネットワークの調整機関が養育支援訪問事業の中核機関となり、必要に応じて行う地域ネットワークによる支援内容の協議の結果に基づき、養育支援訪問事業の実施のための進行管理やその他の支援に係る連絡調整を行う取組や、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）又は母子保健法に基づく訪問事業等により把握された支援対象者の中で、特に地域ネットワークによるケース対応が必要な家庭に対して、地域ネットワークは訪問者と協力して支援を行う取組。

ウ 地域住民への周知を図る取組

地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての地域住民への周知を図るため、地域の子育て支援関係者や関係機関等を対象として、講演会やシンポジウムの開催を行い、地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての情報発信を行う取組やマニュアル、援助事例集、又は社会資源名簿（社会資源集）を作成・配布し、周知を図る取組。

削除

②のイの(7)の a~c のいずれかを実施する場合に、1市町村あたりのポイントを交付する。

(イ)地域ネットワークと訪問事業との連携強化を図る取組

②のイの(イ)をいずれも実施する場合に、1市町村あたりのポイントを交付する。

(ウ)地域住民への周知を図る取組

②のイの(ウ)の a、b のいずれかを実施する場合に、1市町村あたりのポイントを交付する。

3 交付要綱の3の(2)その他の事業については、次に掲げる要件を備える事業計画である場合は評価をし、別表(評価に対する基準点数表)の評価3に定める基準点数を交付金算定の基礎とする。ただし、市及び福祉事務所を設置する町村において、平成20年度中に要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む。)が設置されていない場合には、次に掲げる要件を備える事業に要するすべての経費について、交付の対象としない。

(1) 地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供等を行うための取組が事業計画に記載されている。

(2) 以下に掲げる7つの取組のうち3つ以上取り組む場合又は「平成20年6月30日総官企第270号総務省大臣官房企画課長通知「頑張る地方応援プログラム」に係るプロジェクトの募集について(照会)」において策定するプロジェクトで以下に掲げる7つの取組のいずれかを実施する場合等、基準点数表の評価3に定める基準点数について加算する。

① 安心して子どもを産み育てることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供
子育てや子育て支援に関する各種のフォーラム、ワークショップの開催や子ども参加型のイベントを実施し、子どもと大人が交流し会える機会の提供などにより、子どもを産み、育てることを社会全体で応援する意識の醸成を図る取組

② 老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の

3 交付要綱の3の(2)その他の事業については、次に掲げる要件を備える事業計画である場合は評価をし、別表(評価に対する基準点数表)の評価3に定める基準点数を交付金算定の基礎とする。ただし、市及び福祉事務所を設置する町村において、平成21年度に要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む。)が設置されていない場合には、次に掲げる要件を備える事業に要するすべての経費について、交付の対象としない。

(1) (略)

(2) 以下に掲げる7つの取組のうち3つ以上取り組む場合又は総務省が実施する「頑張る地方応援プログラム(※)」において策定するプロジェクトで以下に掲げる7つの取組のいずれかを実施する場合、基準点数表の評価3に定める基準点数について加算する。

※平成20年度は「平成20年6月30日総官企第270号総務省大臣官房企画課長通知「頑張る地方応援プログラム」に係るプロジェクトの募集について(照会)」に基づき実施

① (略)

<p>促進地域の高齢者や子育て中の男性、中・高校生などを含め、老若男女の地域住民が子育て支援活動に主体的に関われるようにし、多世代の交流を促進するため、保育所、児童館、自治会等で地域に開かれた各種子育てに関わる行事等を開催するなどの取組</p> <p>③ 要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワークを除く。）の設置・運営</p> <p>地域における保健・医療・福祉の行政機関、教育委員会、警察、弁護士、ボランティア団体等の関係機関等から構成する要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワークを除く。）を設置し、定期的な連絡検討会議等の開催など関係機関が連携しながら、地域における児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応及び保護・支援・アフターケアを図るための連携した活動を実施する取組</p> <p>④ 子どもたち本人からの電話相談等への対応</p> <p>児童虐待やいじめ等で思い悩む子ども達に対し、NPO法人等の民間団体と連携し、子どもたち本人からの電話相談等への対応を行う取組</p> <p>⑤ 食育の推進</p> <p>子どもの健やかな食習慣を培い、豊かな人間性を育むため、食育推進連絡会を設置するなど保健センター、保育所、学校等関係機関の連携による取組</p> <p>⑥ 家庭内等における子どもの事故防止対策の推進</p> <p>乳幼児が家庭の浴槽で溺死する事故なども多いことから、家庭内における子どもの事故防止のための取組</p> <p>⑦ 思春期保健対策等の推進</p> <p>住民に身近な市町村において、地域の実情に応じた妊娠、出産、育児、母子の栄養、思春期等に関する各種母子保健事業を効果的・効率的に実施することにより、地域ぐるみで、健やかに子どもを生き育てるための施策を自主的に進めることを目的とした取組</p>	<p>②（略）</p> <p>③（略）</p> <p>④（略）</p> <p>⑤（略）</p> <p>⑥（略）</p> <p>⑦（略）</p>
<p>4 交付要綱の3の（2）の新待機児童ゼロ作戦に基づく保育等のニーズ調査については、市町村が下記の取組を実施する場合に、交付要綱の5の（2）に基づき交付額を算定する。</p>	<p>削除</p>

(1) 目的

本調査は、保育を中心としたサービスの利用状況や潜在需要も含めた利用希望などの実態を把握し、「新待機児童ゼロ作戦」に基づく3か年の集中重点期間における保育サービス等の利用目標量や施策の立案を行う。

(2) 内容

世帯の状況、父母の就労状況、就労希望、保育サービスの利用時間・種類、今後の利用希望、育児休業制度の利用状況、放課後児童クラブの利用状況等について、あらかじめ抽出した世帯について調査を行う。

【別表】

評価に対する基準点数表

【特定事業】

評価1		基準点数
○生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)		
支援が必要な家庭に対して、次の①及び②の対応をいずれも実施している市町村	(1) ①ケース対応会議の開催 ②育児支援家庭訪問事業のうち、以下に掲げる援助 ○育児・家事の援助 ○育児支援に関する技術的援助	生後4か月までの全戸訪問事業による家庭訪問数 - 全戸訪問事業の対象となる全家庭数 × 20% 0.04ポイント
(2) (1)以外の市町村		生後4か月までの全戸訪問事業による家庭訪問数 - 全戸訪問事業の対象となる全家庭数 × 20% 0.03ポイント
○育児支援家庭訪問事業		
① 育児・家事の援助	0.03ポイント	1訪問あたり
② 育児支援に関する技術的援助	0.04ポイント	
③ 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援	0.05ポイント	
○ファミリーサポートセンター事業		
① 会員数		1市町村あたり
・100人相当～299人	10.0ポイント	
・300人～599人	14.0ポイント	
・600人～999人	20.0ポイント	
・1,000人～1,499人	40.0ポイント	
・1,500人～1,999人	60.0ポイント	
・2,000人～2,999人	80.0ポイント	
・3,000人以上	100.0ポイント	
② 支部の設置箇所数		1支部あたり
・10か所以上	50.0ポイント	
・10か所未満	5.0ポイント	
③ 複数預かりの実施(兄弟姉妹を除く。)	5.0ポイント	(加算)
○子育て短期支援事業		
① ショートステイ事業の実施		100人日あたり
・2歳未満児、慢性疾患児	4.30ポイント	
・2歳以上児	2.35ポイント	
・緊急一時保護	0.80ポイント	
② トワイライトステイ事業の実施		1か所あたり
・基本分	0.45ポイント	
・宿泊分	0.45ポイント	
・休日デイサービス	1.00ポイント	
・児童の送迎の実施	0.30ポイント	
○延長保育促進事業		
① 延長時間		1事業あたり
・30分	1.5ポイント	
・1時間	7.0ポイント	
・2～3時間	11.0ポイント	
・4～5時間	23.0ポイント	
・6時間以上	27.0ポイント	
② 基本分	23.0ポイント	(加算)

【別表】

評価に対する基準点数表

【特定事業】

評価1		基準点数
○乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)		
支援が必要な家庭に対して、次の①及び②の対応をいずれも実施している市町村	(1) ①ケース対応会議の開催 ②養育支援訪問事業のうち、以下に掲げる援助をいずれも実施 ○育児・家事援助 ○専門的相談支援	乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 - 全戸訪問事業の対象となる全家庭数 × 20% 0.04ポイント
(2) (1)以外の市町村		乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 - 全戸訪問事業の対象となる全家庭数 × 20% 0.03ポイント
○養育支援訪問事業		
① 育児・家事援助	0.03ポイント	1訪問あたり
② 専門的相談支援	0.04ポイント	
③ 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援	0.05ポイント	
○ファミリーサポートセンター事業		
① 基本事業(会員数)		1市町村あたり
・100人相当～299人	10.0ポイント	
・300人～599人	14.0ポイント	
・600人～999人	20.0ポイント	
・1,000人～1,499人	40.0ポイント	
・1,500人～1,999人	60.0ポイント	
・2,000人～2,999人	80.0ポイント	
・3,000人以上	100.0ポイント	
支部の設置箇所数		1支部あたり
・10か所以上	50.0ポイント	
・10か所未満	5.0ポイント	
複数預かりの実施(兄弟姉妹を除く。)	5.0ポイント	(加算)
② 病児・緊急対応強化モデル事業(病児・病後児預かりの利用件数)		1市町村あたり
・～59件	9.0ポイント	
・60件～119件	12.0ポイント	
・120件～199件	19.0ポイント	
・200件～299件	28.0ポイント	
・300件～399件	38.0ポイント	
・400件～599件	52.0ポイント	
・600件以上	72.0ポイント	
・近隣市町村会員受入	5.0ポイント	
・初年度体制整備	20.0ポイント	

平成20年度

【その他の事業】

		基準点数
評価2		
○へき地保育所	20.0ポイント	1か所あたり
○家庭支援推進保育事業	19.0ポイント	1事業あたり
○地域における仕事と生活の調和推進事業	5ポイント	1市町村あたり
○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		
① 基本事業		
・児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講	0.4ポイント	1人あたり
・更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講	0.4ポイント	
② 付加的事業		
・地域ネットワーク構成員のレベルアップを図る取組	3.3ポイント	1市町村あたり
・地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組	3.6ポイント	
・地域住民への周知を図る取組	3.2ポイント	
評価3		
●その他、創意工夫のある取組について		
児童人口3,000人未満	3ポイント	「交付金算定の評価基準」の3の(2)に掲げる7事業のうち3事業以上を実施する場合又は総務省の「頑張る地方応援プログラム」において策定するプロジェクトで7事業のいずれかを実施する場合等に加算
児童人口3,000人以上～1万人未満	10P+ 当該児童人口1,000人 ポイント	
児童人口1万人以上	10P+ 当該児童人口10,000人1,500人 ポイント	

平成21年度

○子育て短期支援事業

① ショートステイ事業の実施		
・2歳未満児、慢性疾患児	4.30ポイント	100人日あたり
・2歳以上児	2.35ポイント	
・緊急一時保護	0.60ポイント	
② トワイライトステイ事業の実施		
・基本分	0.45ポイント	1か所あたり
・宿泊分	0.45ポイント	
・休日デイサービス	1.00ポイント	
・児童の送迎の実施	0.30ポイント	

○延長保育促進事業

① 延長時間		
・30分	1.5ポイント	1事業あたり
・1時間	7.0ポイント	
・2～3時間	11.0ポイント	
・4～5時間	23.0ポイント	
・6時間以上	27.0ポイント	
② 基本分	23.0ポイント	(加算)

【その他の事業】

		基準点数
評価2		
○へき地保育所	20.0ポイント	1か所あたり
○家庭支援推進保育事業	19.0ポイント	1か所あたり
○次世代育成支援人材養成事業		
・コーディネーター養成研修	3ポイント	1市町村あたり
・スタッフ養成研修	3ポイント	1市町村あたり
		※両方実施の場合は6ポイント
○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		
① 基本事業		
・児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講	0.4ポイント	1人あたり
・更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講	0.4ポイント	
② 付加的事業		
・地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組	3.3ポイント	1市町村あたり
・地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組	3.6ポイント	
・地域住民への周知を図る取組	3.2ポイント	
評価3		
●その他、創意工夫のある取組について		
児童人口3,000人未満	3ポイント	「交付金算定の評価基準」の3の(2)に掲げる7事業のうち3事業以上を実施する場合又は総務省が実施する「頑張る地方応援プログラム」において策定するプロジェクトで7事業のいずれかを実施する場合等に加算
児童人口3,000人以上～1万人未満	10P+ 当該児童人口1,000人 ポイント	
児童人口1万人以上	10P+ 当該児童人口10,000人1,500人 ポイント	